

Title	プレモントレ会修道院の所領形成と周辺社会：フロレフ修道院十二世紀文書の分析
Sub Title	Formation of the estate of a Premontré monastery in regional societies : analysis of 12th century charters of Floreffe abbey
Author	舟橋, 優子(Funahashi, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.3/4 (2000. 5) ,p.209(541)- [257(589)]
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000500-0209

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プレモントレ会修道院の所領形成と周辺社会

——フロレフ修道院十二世紀文書の分析——

舟 橋 倫 子

はじめに

プレモントレ会に関する研究史は豊富とは言い難く、少ない成果もこれまで教会史や思想史の分野に限られがちであった。⁽¹⁾その中で、「清貧」《paupertas》の追求のために独自の経済生活が実践されたとする伝統的見解に疑問を呈して、新しい修道会の社会・経済的側面に着目して研究を展開したデスピイが、シトー会を中心的な対象としながらも、プレモントレ会にも十分な注意を払つて、十二・十三世紀のバス・ロタランジーの主要な修道院で行われていた所領経営の実態を検討した。その結果、両会とも「清貧」よりも利益の追求を優先させるべく積極的に経済活動を展開していたが、シトー会よりも特にプレモントレ会においてその傾向が顕著であつたとして

いる。デスピイはプレモントレ会の積極的経済政策の証拠として、フロレフ修道院の文書史料から明らかとなつた二つの傾向を挙げている。ひとつは水車の獲得で、修道院は建設用地の入手から始めて、自らの資金で大規模な施設を建設し、周辺の土地や権利を多様な手段で獲得して、ついにはその区域の住民に対して領主権を手中に収め、水車の使用強制権を行使するに至るまで、約一世紀を費やしている。いまひとつは都市に通じる交通の要所となる地域の支配で、フロレフ修道院は一世紀半をかけて、まず俗人から農場を購入し、ついで村落を吸収して、最後に領主権を獲得しているという。こうした点からデスピイは、将来の利益を見越して長期の計画を立て、その実現のために多様な方策を講じ、必要とあらば先行投資も惜しまないという現代の企業家並みの利潤追求の

姿勢を、プレモントレ会修道院の特徴として指摘してい

る⁽²⁾。しかし、デスピイの改革派修道院研究に顯著な特徴として、修道院に伝来する史料を網羅的に検討するより、ある種の偶像破壊を志向し、その目的に最も合致した例を選んで提示する傾向⁽³⁾があり、改革派修道院の所領經營の実態が十分に明らかにされているとは言い難い。そのためもあつてか、デスピイは九世紀から十三世紀にかけてのブラバンにおける領主直接經營に関する別稿で、多様な經營形態を検討しているが、改革派修道院の所領に關しては、それらがクルティスという単位に編成され、助修士の労働力によつて經營されていたと述べるに止まつていて⁽⁴⁾。

その後も、新しい修道会を代表する存在としてシトード会の社会・経済生活が多くの研究者の興味を惹き、研究は急速な進展を見せていつたが、プレモントレ会はその陰に隠れて固有の研究対象となることは少なかつた。しかし、近年プレモントレ会に対する関心が高まり⁽⁵⁾、特にこれまでの研究傾向への反省からその社会・経済生活の方を詳細に検討したボーチエとブリュネルによる研究成果は、所領經營について多くの新しい認識を示すことによつて、デスピイの研究を補足し、議論をさらに進行してお

めようとするものであつた。

ボーチエは、シトード会の所領經營の方法を規範として、プレモントレ会を始めとする他の新しい修道会がそれに従つたとする考え方に対する疑問を呈する。そして、プレモントレ修道院の所領形成過程を詳細に検討し、その特徴は個々に展開していた十二世紀の新しい修道会の經濟活動において共有されていたと主張するのである。彼はまず、フロレフを含む初期の主要なプレモントレ会修道院の足跡を明らかにし、そこから、シトード会とプレモントレ会はほぼ同時に誕生し、相互に密接な関係を結びつつも、お互いの活動範囲を限定して相手の領域を侵すことなく発展したため、一方を他方が模倣するのは不可能であったことを指摘する。続けて修道会の本拠であつたプレモントレ修道院に関心を集中し、その文書史料から二五のクルティスの存在を確認し、その中から地理的・社会的条件の異なる六カ所を取り上げて検討した。その結果、プレモントレ修道院のクルティスとは、水車や水路を備えたある程度の広がりをもつ所領単位であり、有力者からの寄進と修道士による開発によつて形成されていったとする。しかし所領形成が行われた地域では開発と定住が進行しており、しばしば周辺社会との利害対立を引き

起こしたため、所領が成立しうる前提として、国王、司教、領主といった社会の上層部との密接な関係が重要であつたとしている。また、それらの所領は修道士と助修士によつて經營されていたが、特に森林開発においては賃労働者が利用されていたことも指摘した。加えて、水車の設置、水路の整備、水門の所有、葡萄搾り器の建設、十分の一税の徴収等の多様な経済活動が積極的に展開されたことを明らかにしている。このようなプレモントレ修道院の所領經營の像は、未耕地の開墾による所領形成と自らの手による直接經營という新らしい修道会の所領經營に関する伝統的見解とは大きく異なるが、ボーチエはこれを例外的と考えてはいない。彼は、新しい修道会の諸修道院は創建された地域でそれぞれの条件に応じた多様な所領經營を積極的に展開しており、プレモントレ修道院の所領經營もその一例だと考えているのである。

ボーチエと前後して社会・経済的側面からのプレモントレ会研究を発表したブリュネルも、期せずして同じプレモントレ修道院の文書史料を素材としている。彼は、ランス司教区とソワッソン司教区でシトリー会の数倍ものプレモントレ会の修道院が創建され、豊富な史料が伝来しているにもかかわらず、その経済生活が検討されてこ

なかつたことを、フランス史における大きな損失と考えた。そして、その空白を埋めるべく、プレモントレ修道院の文書史料を中心として周辺修道院の史料をも参照しつつ、所領で展開された農業活動の実態を農業と技術という観点から明らかにしたのである。それによると、プレモントレ修道院は寄進によつて獲得した耕地を中心にクルティスを設定し、積極的に開発を行つて所領を拡大した。そこでの農業活動としてまず挙げられるのは穀物栽培である。プレモントレ会を特徴づけるものとして、水車の獲得と設置への意欲があるが、それらは主に修道院領で生産された穀物を挽くための動力として利用された。プレモントレ修道院が所有していた水車が三〇を越えていたことは、所領での穀物生産性の高さを示している。しかし同時に、それらは使用料と引き替えに近隣の農民によつて使用されることもあつた。その管理と經營のためには専門の小集団が修道院内に組織されていたが、必要に応じて外部から技術者が導入された。また、創建当初から多くの葡萄畠が獲得され、所領では葡萄栽培も盛んに行われていたことを示す多くの文書が伝来している。その技術は助修士のなかで、都市で葡萄酒生産にたずさわっていた家の出身者によつて修道院にもたらされ

た。さらに、プレモントレ修道院領で重要であったのは、採草地と放牧地である。これらは始めは寄進によつて、次いで修道士による森林開墾や灌漑によつて獲得された。家畜の種類や数を示す情報は少ないが、複数のクルティスで数百頭の羊の飼育が確認されている。また、修道士の冶金技術は周辺住民の農業経営にも恩恵をもたらした。このような活動の労働力として、創建当初からの賃労働者の存在が指摘される。また、これらの生産物の商品化についての具体的な情報はないが、船舶のための水路の整備や航行技術の習得は、修道院による商業と流通への関心を示しているとブリュネルは考へているのである。⁽⁸⁾

文書史料の分析によるプレモントレ会の社会・経済的側面におけるこうした具体的な検討は始められたばかりであり、今後一層の個別研究の蓄積が必要ではあるが、注目すべきは、初期シトー会修道院と周辺社会・経済との関係をめぐる研究動向と、それが相応していることである。これまで、シトー会修道院がともかく独自な発展をなした理由については、議論が大きく分かれてきた。その一方は、修道院は領主層によつて定住と開発の進行していった地域に強引に設置され、周辺農民の農業経営とは異なつた独自の所領経営を行つたため、周辺農民との

間に深刻な軋轢を生んでいたとする、地域社会からの隔離説である。⁽⁹⁾ そしてもう一方は、むしろ修道院は始めから地域の経済発展を利用することを意図しており、その成功によつて自らも発展したが、地域の経済活動に飲み込まれていったしまつたとする、地域社会への埋没説である。⁽¹⁰⁾ これに対しても、プレモントレ会研究においては、修道院の貴族的性格、定住の進んだ地域での独自の所領經營、そして周辺住民との対立に言及しているボーチエを隔離説、創建当初からの地域経済を利用した利益追求の姿勢を主張したブリュネルを埋没説とすることができる。そして重要な点は、シトー会研究はこのような対極的な主張の中間で、ブーシャールに代表される周辺社会との関係について実り多い成果を生み出していくことである。近年のシトー会研究は、経済的な視点からのみ分析しがちであつた傾向への反省をもとに、修道院と周辺地域との社会的諸関係を、具体的に見直すことによつて、研究の枠組みを作り出してきている。そこで念頭におかれているのは、第一に、修道院を結節点とした多様な社会層、ことに周辺在地有力者との相互依存関係であり、そこからシトー会修道院を当時の社会での特別な存在と

みなす傾向から離れて、これを周辺地域の本質的な構成要素とする見解が押し出されている。⁽¹¹⁾ 第二は、シトーレ修道院を中心として作り出される空間での特有な景観であり、現在の環境や景観の保護運動と結びついて出てきたこれに対する関心は、その中の住民の状況をも探ろうとする意図も明確に含んでいる。例えばブリュネルの研究は、プレモントレ修道院領における農業技術という視角から、周辺住民と修道院とがある空間で共存している姿を明らかにしているが、こうした方向での史料の検討が必要であろう。

本稿では研究史の成果と課題をこのように踏まえた上で、ベルギーで最初のプレモントレ会修道院として、ナミュール近郊に一一二一年に創建されたフロレフ修道院を対象とし、十二世紀の文書史料を材料として、所領經營の実態と周辺社会との関係を多面的に明らかにする試みである。

フロレフ修道院に関する史料は、記述史料と文書史料のいずれについても伝来しているが、本稿では特に文書史料を具体的な分析の対象とする。⁽¹²⁾ その中でも十一世紀のフロレフ修道院の社会・経済状況を明らかにするために利用可能なのは、主にカルチュレールに収録された写

本で伝来している寄進文書・権利確認文書・紛争解決文書等である。十三世紀末に作成された著名なカルチュレールと、十七世紀の補足的な二編が伝来しており、そのほぼ全てがバルビエによつて刊行されている。そこに収録されている文書の総数は四二八通であり、そのうち十二世紀に発給されたものは八九通である。⁽¹³⁾

フロレフ修道院に関する最も基本的で詳細な研究は、文書史料の編纂者でもあるバルビエによるものであり、それ以降の仕事は改革派修道院全体についてのそれと同じ流れを示している。ことに重要なのは、この修道院が代表的研究者達の関心を引いてきたことである。地域経済への埋没論を唱えたデスピイは、フロレフ修道院の分析をその主要な論拠としている。⁽¹⁴⁾ また、ボーチエは、プレモントレ修道院の文書を主要素材としているが、それを含む初期のいくつかの主要な修道院で同様の所領經營が行われていたことを示すために、フロレフにも言及している。⁽¹⁵⁾

これらに対して、より柔軟で在地の諸関係に密着したものとして、ペクトールとベイステルフェルトの業績を挙げることができる。ペクトールの中心的な課題は修道院に隣接する都市フロレフであるが、都市の形成過程で修道院とナミニユール伯が果たした役割の重要性に

着目して、修道院と周辺社会との諸関係の解明にかなりの頁を割いており、特に十三世紀以降の森林用益權をめぐる都市住民との係争の経緯を明らかにしている。⁽¹⁹⁾ ベイステルフェルトは、周辺貴族層からの寄進によつて形成されたフロレフの一所領である、Postel の状況を詳細に検討して、シトー会修道院についてブーシャールがしたと同様に、貴族層とフロレフとの間に相互依存関係を検出している。そもそも主要な寄進対象であつた土地をめぐつては、地縁的・血縁的な絆で結ばれた複数の権利保持者がいた。土地所有が修道院に移されても、これらはなお、多様な権利を持ち続け、しかも寄進を受納したフロレフは、これらのために墓所を提供したり年祷を行つたりする義務を負つていた。寄進によつて修道院と周辺貴族層との間に永続的ネットワークが作り出されていつたと強調しているのである。⁽²⁰⁾ さらに、フロレフ修道院自体によつて編纂・刊行されている論文集では、建築物の考古学的調査に基づいた諸研究が発表されており、修道院創建時の小教区教会と本院との位置関係を明らかにするなど、具体的な情報を提供してくれる。このように、フロレフ修道院をめぐる状況は次第に解明されつつあるが、所領形成をめぐる周辺社会・経済との関係はなおま

とめて検討されているとは言い難い。それ故、十二世紀文書の検討によつてフロレフ修道院の社会・経済的諸側面を具体的に描く本稿も、研究史の現段階において十分な意味を持ちうるであろう。

一 所領

一一 地理的・社会的環境

文書分析の前提として、フロレフ修道院創建期の地理的・社会的環境を、先行研究によつて描写することから始めよう。プレモントレ会に属するフロレフ修道院は、ナミュールの近郊フロレフに、一一二一年ナミュール伯によつて創建された。当該定住地はカロリング家の所領を枠として定住が進んでいたが、この所領の分裂に伴つていったん失われていた統一が、ナミュール伯による寄進によつて再建された。⁽²¹⁾ フロレフの重要性を一層高めたのは、それが領邦の防衛拠点となつたことである。十二世紀前半から十三世紀半ばまで、後継者問題をめぐつてナミュール伯はエノー伯と対立関係にあり、後者による攻撃の危機にさらされていた。サンブル河が湾曲して岩の多い谷を作つて突出しているフロレフは、こうした状況のもとでナミュール伯にとつて防衛の要であった。そ

のため、伯は一一〇二一一一二一年にフロレフの領域内に自有地を購入し、その際、住民達にフランシーズ特権を譲渡したのである。伯が後にプレモントレ会の修道士達に修道院創建のために寄進したのは、まさにこの自有地であり、修道院は既に都市的性格を帶びていたフロレフに隣接することとなつた。さらに、ナミュール伯によつて一一五一年に都市と修道院が同じ圍壁によつて防備化されることによつて、フロレフ修道院は都市フロレフとの一層緊密な関係のもとに置かれることとなつた。⁽²³⁾

また、フロレフ修道院は創建時に基礎財産として修道院に隣接する都市フロレフの小教区教会をも提供され、プレモントレ会にふさわしくその司牧を担当したため、住民との接触も日日常的であつたと考えられる。⁽²⁴⁾

以上のように修道院の本院は都市フロレフと密着していたが、その所領はムーズ・サンブル河に沿つて、主にナミニユール伯領内に広範に展開していた。ナミニユール伯領に関する網羅的な史料調査に基づくジエニコの研究によれば、ここでは古くから定住は進んでいたが、起伏に富んで森林が多く、大土地所有や大規模定住地はそれほど存在せず、約四五〇ほどの小規模集落が散在していた。ムーズ河には流れの早い場所も多かつたが、サンブル河

はより穏やかで広い岸を持ち、そこに沖積土による豊かな採草地を作り出していた。小規模河川は水車等の動力源として利用されていたが、伯領内で航行可能なのはこの二つの河川だけであり、これらの河川に流通の大半が集中した。このような地理的環境のもとで、中世ナミニユール伯領では穀作はそれほど発展せず、サンブル河に沿つて広がるわずかな畑で産出されるスペルト小麦が目立つくくらいであった。あくまでも相対的ではあるが、サンブル河の南では起伏が激しくて小河川が蛇行し、小石が多くて土地はやせていたが鉱物資源があり、森林が広がっていた。他方、北は起伏は緩やかでより肥沃であり、森林では開墾が進んで耕地が入り込んでいた。⁽²⁵⁾

一一一 クルティスの構造的特徴

フロレフ修道院の所領形成過程を描くには、聖俗有力者が発給した寄進、寄進確認及び所領確認を内容とする文書が主な素材となる。原則として、寄進文書と寄進確認文書は一つ一つの財産が何時、誰から、どのような経緯で修道院にもたらされたかを記載し、教皇や国王による修道院所領の確認文書は、網羅的列挙によつて文書発給時に修道院が獲得している財産の全てを示すと考えら

れている。しかし、フロレフ修道院の文書事情はこのようく想定された原則とはかなり異なっている。まず、十二世紀に修道院によつて獲得された所領の全体像を明らかにする手がかりとなるはずの、国王と教皇による所領確認文書は六通ある。それらは、一一三八年に教皇インノケンティウス二世、一一五一年に教皇コンラドゥス二世、一一五二年にドイツ国王フレデリック、一一七九年に教皇アレクサンデル三世、一一八一年に教皇ルキウス三世、一一九四年に教皇ケレスティヌス三世によつて、それぞれ発給されている。⁽²⁶⁾これらの文書において列挙され、確認されている財産が完全に網羅的であり、年代を追つて新たな所領が順次追加されているのであるなら、これらの文書を年代順に並べることで所領の拡大状況が追跡できるはずであるが、残念ながらそうなつてはいない。六文書で列挙された所領をつきあわせてみると、それら全てに登場するものがなければばかりか、若干の文書でだけ言及されていないもの、逆に一通あるいは二通の文書でしか書かれていないもの等があり、その記載方法に法則性を見いだすことは難しい。また、寄進文書と寄進確認文書で登場した財産が全て所領確認文書に記載されているわけでもない。従つてフロレフ修道院領の全体を、

年代ごとに表示することは殆ど不可能なのである。ともかくここでは、少なくとも所領確認文書に記載された所領は、他者への譲渡による修道院財産からの離脱を記す他の関連文書がない限り、全て修道院によつて獲得され、保持され続けていたものと考えることにする。その結果、一一九四年の教皇文書発給時までに、一一〇箇所のクルテイス、⁽²⁷⁾二一箇所の教会、六箇所の水車⁽²⁸⁾、一箇所の施療院⁽²⁹⁾、その他自有地、採草地、放牧地、森林、あるいは村落や十分の一税等の多くの土地財産⁽³⁰⁾がフロレフ修道院に所属していたことになる。このように修道院に獲得された財産は多岐に渡つてゐるが、これらの全種類が最初の確認文書である一一三八年のインノケンティウス二世文書から登場しており、フロレフ所領の多様性が当初からのものであつたことを示している。

プレモントレ会のクルテイスとはシトー会のグランギアに相当し、狭義では所領の中心となる館を指すが、広義で用いられる場合はその周辺の土地等を含めた所領単位を示すという、両義性を持つてゐる。個々の史料でクルテイスが狭義・広義のどちらの意味で用いられているかは、文脈によつて判断するほかない。しかし、教皇や国王による所領確認文書でクルテイスの語が用いられる

場合には、個々に獲得された所領をとりまとめて記載するというこれらの文書の性格から、所領単位である」とが多い。本稿ではクルティスという用語を主として広義の所領単位として使用し、支配拠点である領主館として狭義の場合には、それに応じた説明的な表記を用いることとする。

さて、教皇や国王による所領確認文書は、個々の財産に関しては、原則としてその所在以上の情報を示していくため、所領形成の事情を明らかにするためには、

そこに記載されている諸要素を、寄進文書と寄進確認文書によって個々に追跡することが必要となる。しかし、所領確認文書に列挙された財産全てについて、その来歴を示す関連文書が伝来しているわけではない。また、前述した通り、寄進文書や寄進確認文書に登場する財産の全てが、所領確認文書に記載されているわけでもない。従つて本稿では、複数の関連文書によってその獲得状況と発展の経緯をたどりながら可能な所領を対象として検討を行う。また、その条件を満たす所領の中でクルティスと呼ばれてくるのが、Grand-Leez, Herlaimont, Vallécolumbina, Mornigmont が、これにあたる。もともと詳細な情報を提供してくれる Herlaimont は後に詳述するため、おも Veroffle を取り上げると、そこでは、1111 四年にリヒャルト教文⁽³³⁾で確認された Mathilde de Wicard の寄進にかかる『土地と十分の一税の半分』《terram et dimidium decime》が、一一五一年ドイツ国

本稿が分析する約九〇通の文書のうち所領確認文書六通以外で、クルティスを対象とした文書は、ほとんどを「彼らのクルティス」と分類することができる。これに加えて、極めて多様な種目の財産が多数存在しており、そのなかで複数の文書が伝来しているものとしては、Auvelais の水車、Franière の水車、La Ferté の水車、Ardenelle の土地、Sart-Bernard の土地、Fumay のスレート採掘地が挙げられるが、これについては次節で検討する。

十一世紀フローレンスの文書史料のうち、上記の一箇所のクルティスに関係するものを分析すると、クルティス形成における五つのパターンが検出できるので、以下ではそれを通じてフローレンス修道院のクルティスの構造を明らかにする。第一は、始めに土地を獲得し、その後にクルティスに成長する型で、Herlaimont, Veroffle, Vallécolumbina, Mornigmont が、これにあたる。もともと詳細な情報を提供してくれる Herlaimont は後に詳述するため、おも Veroffle を取り上げると、そこでは、1111 四年にリヒャルト教文⁽³³⁾で確認された Mathilde de Wicard の寄進にかかる『土地と十分の一税の半分』《terram et dimidium decime》が、一一五一年ドイツ国

王文書での列挙では、『Veroffle クルティスの十分の一税の半分』《curtem de Veroffle et dimidiam partem decimae ejus》³⁴ みなしてね、後者の盐井では本格的な所領の姿をみていふ。次に、Valle-Columbina にてこてば、一一一八年の教皇文書での『セントルイスと因テナリカス』あなた方が Gauthier de Villers からの保有してこね、Valle-Columbina にて十塊』《terram quam tenetis in Valle-columbina a Waltero de Villers, sub censu septem solidorum, et quatuor denariorum》³⁵ が、一一五年の国王文書では『Valle-Columbina のクルティス』《curtem de Valle-columbina》³⁶ 簡潔に記載されており、修道院による所領形成が確認される。もし、Moringmont は一一五一年の国王文書の列挙部分で『Moringmont の田有地の半分』《dimidiam partem allodii de Moringmont》³⁷ みるべくねが、一一七九年の教皇による所領確認文書では『Moringmont のクルティスとその自由地の半分を、漁場と森林及びその付属物を含むべ』《curtem de Moringmont, et dimidiam partem allodii ipsius cum piscatura, cum silvis et pertinentiis suis》³⁸ と書かれていね、この盐井でクルティスとなつてこたるが明かくな。

第一は、施療院がクルティスとなる型である。これにあてはまるのは Wanze だけであるが、七通もの関係文書によつてその形成過程をかなり詳しく述べられる。³⁹ 一一一七年にナール伯夫人によつて発給された文書によると、夫人は Wanze に持つ自由地に、伯の同意と家の総意をもつて施療院を建設した。そしてこの建物を、やぐ北にあく Sant-Remi 教会に属する Warnant の十分の一税の半分と、別の伯夫人に属していた Bilise の自由地の一部とし、フロレフ修道院に寄進した。こうした寄進を教会最高の権威によつて確認してあるため、ナール伯夫人は教皇に年貢租として金貨一枚を支払うことになる。また Bilise の自由地の譲渡に関して、もし伯夫人の死後に、彼女の相続人達がこの土地への権利を主張した場合には、フロレフからの 100ソリドウスの年貢租によつて、より施療院に近い適当な他の自由地と交換されるという条件も付されている。

続く一一一八年に発給された文書で教皇は、自由の年貢租を条件に、伯夫人によるフロレフの家の寄進をもとめ、『Wanze の村にある施療院の建物』《Hospitale domum in villa Wange》⁴⁰ と表現で確認

レーヴ。ルムリ 1118年の教皇による文書では、それは無償で、このものには「ハコディウスの年貢租で保有される Wanze の11つの水車、『あなた方の小教区内におこし、サンブル河の川の側にある Hugues Multon が保有する土地』《terram quem tenetis ab Hugone Multone citra Sambram in parochia vestra》 の他に、上記の施療院の建物が確認される。レーヴ。1151年の教皇所領確認文書の記載が 1118年の先行文書とはほぼ同じであるのに対して、1151年“イツ国王文書では、フローレンスが『Wanze の町にある施療院の建物をその全ての付属物とする』《domum Hospitale in villa quae dicitur Wanze, cum omnibus appenditiis》 所有者が確認される。この表現は、1118年の文書では、151年の文書では、別の別々の単位として列挙されてきた財産が、おもむろとの所領みなしてくることを示す。レーヴ。1151年にマクシス伯 Hugues de Dasbourg によって発給された文書によれば、彼の祖母であるナマール伯夫人による『Wanze の町ばれる場所からの水車などの耕地』《de loco qui dicitur Wanzia, scilicet culturam usque ad molendum》 の寄進及び、『修道士達の建物と館の置かれていた場所』

《locum videlicet in quo edificia eorum et curtii sita sunt》 のそれまでの寄進が確認される。この文書で用いられるクルティリアの語は、修道士の建物と並列されられてくる点からして、おそらく所領拠点として機能していた館と考えなければならないが、クルティスと回根の語が用いられてこねるか、ハリの盐井ですでに所領としての意味からはかなり強くなつたと思われる。次いで、マクシス伯自身による寄進として、Warnant の教會『Balduinus の土地』 Adelaidis の土地、Alardis の土地、私のあの大農民からの寄進として彼らに譲渡された Cutuain の土地』《terram scilicet Balduni, terram Adelaidis, terram Alardi, terram de Cutuain datam eis in elemosinam a rustico meo》 となる。それが伯の年貢租の支払を条件として、付け加えられてくる。

最後に、1179年教皇所領確認文書においては、Wanze の施療院と Warnant の教會がそれとの付属物 Wanzia とともに挙げられてくると並んで、『クルティスとその付属物』《curtem... cum appendicis suis》 が登場していく。ハリド用ひられてくるクルティスの語は、以上の経過の上にたつて考へねなら、所領全体を意味するとしたよう。ただし、その中では施療院が所在していた

Wanze と並んで、Warnant も重点が置かれていた様子が見えるが、所領の地理的再現の作業は不可能で、詳細を明らかにするのがやむなし。このように、村の中に俗人によって建設された施療院を獲得した修道院は、周辺の土地、十分の一税、水車を獲得し、所領拠点となる館（上記引用のクルティリア）を建てた上で、これらに寄進の獲得によって教会と土地をつけ加えてくる。その結果、ここでは多様な財産が、施療院、クルティス、教会といった要素をそれぞれ中心としてまとめられ、それらをゆるく束ねてひとつの所領となつてくることが指摘である。また、この所領はナミユール伯の血縁者を中心とする領邦君主から農民までの幅広い層からの寄進によつているが、その多くは修道院による年貢租支払いを条件としていた。

フロレフ修道院によるクルティス形成の第三のパートンは、始めに教会が獲得され、後にクルティスに成長する型であり、Rozée と Postel がこれにあてはまる。Rozée は俗人同士の質入れをめぐる争⁽³⁷⁾の中でフロレフに寄進めざるため、当初に複雑な状況があり、一一六〇年のナミユール伯による寄進確認文書にその経緯が記載めざる。まず、サン・ランベール参事会^トであ

Ne Jean de Faing が、Acoz の村で所有していた自有地を、借金に悩んでいた甥の Théodoric に与え、甥はこの自有地を一一一マルクで質入れした。しかし、Théodoric はこれを買^ム戻すところ約束を果たさなかつたばかりか、伯父の羊四〇〇頭をも横領したため、怒つた Jean は甥に對して、代わりに Rozée の村を渡すよう要求した。この要求が満たされ、怒りを和らげた Jean は、Rozée の村の十分の一税を Théodoric に与えたが、彼はこれをまた六マルク半で質に入れ、買^ム戻すことめどもなくなつた。このような事態を憂慮したナミユール伯によつて、次のことが取り決めた。それは、フロレフ修道院が Théodoric の借金を肩代わりして返済するところの条件で、Jean も Théodoric も権利を一切放棄し、Acoz の自由地と Rozée の教会と十分の一税が全ての付属物とともにフロレフに引^ム渡される、という内容である。Acoz と Rozée は多少離れて所在してゐたが、一一七九年の教皇による所領確認文書では、『Acoz の自由地の半分』『dimidium allodii de Acoze』及び『Rozée の教会とクルティスとその付属物』『ecclesiam de Rozeis et curtem cum appenditiis suis』と、別個に記載めざる。しか

分の一税とそれを属する領地》『ecclesia de Roseis cum decima et quicquid ad eam pertinet』³⁸ が記載されたたのが、一一七九年文書ではクルティスとなりてゐる点である。

Postel に隣接した11通の所領確認文書と1通の寄進確認文書があり、後者はその起源から一一七二年の文書発給時よりの状況をとりまとめ具体的に記してゐる。まことに所領の初出は、一一一一八年の教皇による所領確認文書の『Postel の11分の1』『tertiam partem Postulae』⁽³⁸⁾ であるが、一一七二年の文書での『Fastré de Utzicht』³⁹ が Postel の教会が建てられてくる地所の11分の1の部分を……フローネ教会に譲渡した』

『Fastradus de Utzwich tertiam partem predii, in quo ecclesia de Postulo fundata est, Floreffiensi ecclesie dedit』⁴⁰ の文面を参照すれば、その起源は教会であると察する。つまり、一一五一年のシテツ国王文書に記載の『Postel のクルティス』『curtem de Postulr』⁴¹ やれてから、教会の獲得からクルティスの設定へ進んだことが明確になる。そして、一一七九年の教皇文書で『Postel の隣接するクルティスをその十分の一税と付属物とする』『curtem que vulgo dicitur Postula, cum

decima et appenditiis suis』⁴² と記載が現れ、本格的所領となつた Postel が全体としてフローネに所属するようになつたことを示してゐる。この間の事情を示してくれるのが、一一七三四年文書である。まず、Fastré de Utzicht が Postel の教会が建てられてくる地所の11分の1をフローネに譲渡し、あるじ近隣の Reuzel の地所の11分の1、Reuzel の村の教会の11分の1、放牧地／沼地／新開墾地における全ての権利、あるじ森林の11分の1をも譲渡した。その後、Arnould ある人物が Reuzel の田有地の六分の一を Berthe de Balatheim が他の六分の一を譲渡し、また他の六分の一を Didrad de Ristel が譲渡した。あるいは同じ Reuzel で Roger Scademule が小地所を11分のナリウスドフローネに売却した。加えて、前述の Berthe と Guillaume de Uchtere が、教会、十分の一税、畠地、森林から構成される Bladel の田有地を半分ずつ所有していたが、それぞれの持ち分を Bertha が、『Postel のクルティス』『curtem de Postulr』⁴³ ローネへ10マルクで販売したと云ふ。しかし、その後じつにノンノン院長が、Berthe が入手した持ち分を10マルクでフローネに販売してゐるのである。あるじの文書は、11の異なる所領の獲得に隣接し、『寄進の主

な理由は神であつたゆせよべ、ハの修道院は個々の相続者にまよトテレシヒテ、購買に多くの費用を費やした』
 『Et licet Deus principalis causa oblationis fuerit, tamen multa expensa emptionis ad singulos heredes descendens ista consummavit』 ジルテイエスは、Postel, Reuzel, Bladel ジルベールの定住地を結合して成立してゐるが、それわれでもす教会が入手された後に、その周辺の土地が何回にも渡つて獲得されており、それは寄進だけでなく、購入にもよつていたのである。

第四のパターンは、教宗とその付属物、水車及び所領の拠点となりへぬよつた館が、始めからひとまとめにして譲渡された例で、Gland-Leez のクルティエスがそれでゐる。一七五年にアフリーム修道院が発給した文書に(39) おこし、五ソリドウスの貢租支払を条件として、『Grand-Leez の教会がその基礎財産と大小の十分の一税の金と、及びその全ての付属物としむし、あるじその小教区内に設置されたクルティエスがその全ての土地とともに、そして水車の半分がそひで我々が所有してこた金てアルムニ』 『ecclesiam de Laiz cum dote sua et decima integrata, minuta et grossa, cum omnibus appenditijs suis, et

curiam in eadem parochia constructam cum omnibus ter-
 ris suis, et dimidium molendum, et omnino quidquid ibidem possedimus, totum』 アフリームかみヘローハくと譲渡された。しかしフロレンツ修道院は、これだけで満足せず、周辺への拡大をはかつてゐる。一九一年にアラン公が発給した文書によると、Henri de Grand-Leez が隣接する1100ボーハの森を、年貢租を条件にフロンフに寄進しているが、一九四年の教皇による所領確認文書では、これが『代価をもつて買わた1100ボーハの森』 『ducentis bonariis silve, precio empte』 と書かれしており、年貢租支払いを条件とする寄進より強い権利をもたらす購買という表現を盛り込ませてゐる点からも、修道院のこの森の所有への意欲が窺われる。一九七年にリエージュ司教によつて発給された紛争解決文書によれば、修道院のこの強引な拡大政策は寄進者家系との軋轢をもたらし、Henri とその息子達は、Leez の教会の基礎財産、十分の一税、水車の半分、クルティエス、1100ボーハの森とこう先行文書の挙げた全ての財産について、田口の権利を主張するに至つた。しかし結局これは却下され、一九七年にアラン公によつて発給された文書(42) によると、彼らは Grand-Leez の『クル

テイスに属する全てにおける》《in omnibus ad eadem curiam pertinentibus》権利を放棄せられたる。これは、フローレ修道院の所領拡大への努力といふこと、新たな獲得を含む多様な財産が、クルティスの単位にまとめられてきたことを示している。

所領形成パターンの第五は、入手した所領が初めからクルティスと記載されているものであるが、従うした場合は、單に関連文書が少なくて、それ以前の文書が伝来してこないことがう可能である。また、Vervis については、一一三八年と一一五一及び一一五一年の所領確認文書において、『Vervis のクルティス』《curtem de Vervis》と記載されているが、一一八一年の教皇文書では『Vervis のクルティスをその付属物とともに』《curtem de Vervis cum appenditiis》となり、若干の拡大が示されている。また、Meillinga については、一三八年と一一五一年の教皇文書において『Meillinga のクルティス』《curtem de Meillinga》と記載されるのみである。あると Marlagne についてであるが、初出は一五一一年で、ナーナール伯がフローレ住民に対して修道院の創建に先だって賦与した枯れ木権の確認文書⁽⁴³⁾で、Marlagne もその区域の一部として触れられていたが、

翌一一五二年の所領確認文書で、『Marlagne のクルティス』《curtem de Marlangue》と記載されている。Famelette について一八一九年と一九四年の教皇文書で『Famelette のクルティス』《curtem de Famelette》と書かれており、Versel について一八一年と一九四年の教皇文書に『Versel のクルティス』《curtem de Versel》と記載されるのみである。

以上の分析から、荒れ地での修道士の開墾によつて設定されるところ古的な図式と大きく異なつて、フローレ修道院のクルティスは、開発と定住が進行して重層的な権利関係がすでに存在している場所で、複雑な経過によって形成されていったことが明らかになつた。そのパターンは様々であるが、そゝで重要なのは、土地を獲得して拠点となる館を建設し、それを中心として周辺の土地を獲得して、一田的な所領であるクルティスを構成したとは単純に言ひ切れないことである。フローレ修道院の所領は土地以外に、施療院、水車、教会をも起点としている。そして、それぞれの要素を核として周辺の財産を入手し、それが有機的に結びついて、必ずしも一田的ではないが、ともかくひとつの大きなまとまりを形成してゆく。所領を構成する諸要素の大半は寄進によつても

たられたが、年貢租の支払いを条件とするものが多く、また、購買もかなり見られる」とから、修道院は所領の獲得のためにかなりの出費をしていたことは確実である。獲得された財産の中でもとに重要なのは、教会、十分の一税、水車である。従つてフロレフ修道院のクルティスは、領主館以外にも複数の中心をもつ多核的な構造を示しており、いくつもの小さな田の集合となつていていたと考えられる。このような構造を可能とした大きな要因として、都市に隣接して創建されたという立地に加えて、フロレフ修道院が小教区教会での司牧を担当しうるアーモントレ会に属していたことが挙げられるであろう。このような条件のもとでフロレフ修道院は、周辺住民と絶えず交流を持ち、周辺社会の中に深く入り込み、時にはそれを利用して支配拠点を押さえ、その周辺の土地やそれに關する諸権利を獲得していくと考えられる。以下では、どのように周辺社会関係に食い込み、どのように人々からいかにして財産を獲得していくかに着目して、関係文書の豊富な Herlaimont の例の検討を行う。

一一一| Herlaimont のクルティス

前掲の一五タルティスの中で最も多くの関連文書が伝

來してくる Herlaimont を取り上げ、所領形成過程をより詳細に検討する。クルティスの起源については、リエージュ司教によつて発給されて一いつの文章が、全く異なつた理解を可能とする情報を与えるため、その点の検討から始めよう。

まず、一一五五年にリエージュ司教によつて発給された寄進確認文書は、Trazegnies の城主 Gilles が、父 Othon による寄進を確認するとともに田の譲渡をゆつけ加へる。内容であるが、それによれば、Othon は『Herlaimont と呼ばれる場所にある自有地六〇ボルヒ(44)』*《allodii sexaginta bonuaria sita in loco, qui Herlamonte dicitur》* を修道院に寄進してくる。しかし、これに先行する一一三八年と一一五一年の教皇による一通の所領確認文書では、『Herlaimont のクルティスを六〇ボルヒとその十分の一税ふくらむ』*《curtem de Herlemont, cum sexaginta bonuariis, et decima eius》* がたゞ同じ文題が登場しておらず、この段階ではまだ Herlaimont にクルティスが設置されてこないふくらむ及び Othon による六〇ボルヒの寄進がこの時点以前であることが分かる。一

一五五年文書で父の寄進につけ加えた Gilles 田身の寄進は、次の通りである。『Herlaimont のクルティスと王の

道 (La Chaussée) の間から Capella (Chapelle-les-Herlaimont) へ當された田有地が延びてゐる土地の全
て。あるいは彼の土地を運べ、やハド神に仕へてゐる修道
士達の水車にかかり、あることは必要な物を所々に運ぶ
Piéton の水流を、年貢租⁽⁴⁵⁾ノリズウスを代償に譲渡し
た』《terre inter ipsam curtem sciicet Herlaimont et re-
giam viam adjacet usque ad allodium illud quod Capella
nuncupatur. Preterea aquam de Pietun per suam terram
super molendinum fratrum ibidem Deo famulantium, sive
per loca necessaria ducendam, pro anno censu duorum
solidorum concessit》。ハの文書の前半では明かに、11
の地図の間に所在するある領域の寄進が述べられて
ゐる。一方であく Herlaimont のクルティスが、ハ
の盆地⁽⁴⁶⁾ヘロンヘに所属したるべし。前掲した1118
年と1150年の文書に見れる。また、もう一方の
Capella の図は1118年文書に、『Capella はある田有
地 Capella はある Folorin の土地へ Arnould の土地』
《allodium in Capella, item in eadem Capella terram
Folorini, et terram Arnulphi》である。1150
年にカハド⁽⁴⁷⁾同教によつて紛糾された文書⁽⁴⁸⁾で、ヘロン
フ院長の嘆願によるて Chapelle-les-Herlaimont の教會

が譲渡され、1150年の教皇文書によつて『Capella
の教会へ田有地』《altare de Capella, et allodium in
Capella》の所有が認められたのである。1150
年はヘロンフに属したことが明らかである。従つて、
Gilles の寄進は、ヘロンフが既に地歩を固めた110
の地図をつなぐので、ハれによつて、修道院はおもむ
くのよこ所領を形成することができたのである。また、
Gilles の寄進文書の後半に記された貢租支払を条件と
した水流の譲渡は、やハドの水車の存在が前提となつた
表現であるが、1145年の教皇による寄進確認文書に
記載された、Ebule⁽⁴⁹⁾が譲渡した Piéton 河沿いの水車がそ
れに当たるゝは確実である。ハハント、1155年時
点で Herlaimont のクルティスとせ、Herlaimont か
の Piéton 沢を越えて東は La Chaussée まで、南は
Chapelle-les-Herlaimont まで延び、水車と教会を備えた、
おもふへせんじゆ田畠が、田畠の所領であつたる
あつたるゝことなる。

ハレ、ハレとは異なつた理解に導く材料が、1163
年に回じリハーハ同教によつて発給された紛争解決文
書に記載されてゐる、以下の文書である。『Othon de
Trazegnies 教區とその妻 Helvide は、・・・・・ヘロンフ教

修道院の所領形成と周辺社会——ヘロンフ修道院十一世紀文書の分析—— 1115 (五五七)

ヘルラモントの世話をされ、ある民舎にひれた場所を、Piéton 三と Chaussée と世話を道の間にある土地としめし、一部は教会から彼の手に与へられ、Piéton 三と Chaussée の道の間にあつて、Herlaimont のクルティエスと云ふ地を贈へし、譲渡した。更に・・・ Piéton 三と Chaussée の道の間にあつて、Herlaimont のクルティエスと云ふ地を Trazegnies の所有に譲り、Trazegnies の所有の地の十份の一税を、艦の粗縫の分け前めなつて、前述の教会に譲渡した。】『Hosto, Trasiniensis dominus, ac ejus uxor Helvidis,... tradiderunt ecclesie Floreffensi locum quendam desertum, qui dicitur Herlamont, cum terra inter Pintonem et viam, que Calcita dicitur, adjacente, partim in elemosinam, partim pro XXX marcis sibi ab ecclesia datis. etiam decimam totam et integrum et absque ullius sectione portionis, tam in animalibus quam in cunctis agris ad curiam de Herlamont, sive ad allodium Trasiniense pertinentibus, inter Pintonem et regium iter, quod Calciatam vocant, jacentibus, prefate ecclesie contulerunt.』 ルルムルの水車の井戸の鉢輪船が田舎分立にあつて、ルルムルの Othon の十分の一税の寄進に対する賦子 Gille が税課の権利を付託し、クロムトをハムバウル

クを受け取る」とそれを撤回し、ルルムル Gauthier de Capella が支払うテラージュ、111モニヒの土地からの賃租六ドナリウス及び採草地の賃租一ドナリウスをフローレンスにて渡すところの内容である。しかし、ルルムルで引用した Herlaimont とのごとの情報は上で分析した文書とはかなり異なる。一五五年文書で Othon と Gil-les の旅進が記されたのが、ルルムルは金で Othon に歸されており、しかめられは売却によつて修道院にあたるに至る。まだ、田舎地ふれだした Herlaimont を『民舎にひれた土地』としており、寄進地にかかる地名もかならぬらしい。

残念ながら筆者には、さだしてクルティエスの起源が荒れ地であつたか、あるいはそれが修道院にめたらされたのが無償の寄進か、あるいは売却によるのか、ルルムルの用意がなき。しかし、地名の相違に隠しては、次のよつたな説明を試みてみた。ルルムルの 1163 年文書で Herlaimont のクルティエスの最初の数を示すために使われた文書が、一七九年の教皇の所領確證文書で、『Trazegnies の教会と町の教区にあつて Herlaimont のクルティエスを、Piéton 三と俗語で Chaussée と世話を道の間にあつての十份の一税をル

ゆう】《ecclesiam de Trasineis et in eadem parrochia curtem de Herlamont cum tota terra et decima que inter Pintomem et viam regiam, que vulgo Calcia dicitur, interjacet》^ル。恐らく同じ形で再出しきるかのやうである。この文書から読み取る、一一六二年文書の跡を描写せば、クルテイスの当初の姿を認してゐるのではないか、むしろ文書発給時のそれを描写してゐるのであつて、一一五五年文書と一一六二年文書の相違は、この期間の所領の拡大を写し出すのであり、有力な考察の素材となるべくあるのである。

一一六二年文書では、Piéton 三ヶ王の道の間とう領域が、Herlaimont のクルテイスか Trazegnies の自有地に属してゐる。Trazegnies がフローヌ文書ではないのが初出であるが、一一五五年文書で示された領域と比較するに、この時点まではフローヌが所領を獲得して拡大してしまったことになる。あるじの文書の後半には、Trazegnies に関する興味深く譲渡が記載されてゐる。事実関係のみを簡略に記す、Gilles の主人である Gauthier de Fontaines が、ある修道院の所領を略奪したため、Gilles が破門されてしまつた。Gilles はそれを解消するため、リーグルを修道院に支払う約束を

しておいたが、果たす前に死んでしまつた。この修道院は彼の埋葬を拒絶する。しかし、伯父と妻の父の嘆願をうけたフローヌ修道院が仲介の労をとり、代わりに支払いをするハリスの事態が解決したため、妻は感謝の印として、Trazegnies の教会をその十分の一税と全ての付属物とともに寄進し、あるじ Piéton 三の水流にかけられていた一ノリドウスの貢租と、ある採草地の貢租セデナリウス、及び Carniris の領民が耕作してゐる土地 10 デナリウスの貢租とを撤廃したのである。以上の記述から、すでに入手しておいた Trazegnies の自有地を基地として、所領拡大を目指しておいたフローヌ修道院は、Trazegnies の領主と他の修道院との争いを、自らの出費も辞めずに調停するハリスの家系に恩を売り、それを通じて田的を達成したのではなくかと思われる。所領での様々な負担の消滅も、Herlaimont のクルテイスから貢租を伴う他の権利を排除するハリスを意味しており、ハリスは修道院による所領拡充の意志が強く感じられる。

次いで修道院は、Chapelle-les-Herlaimont の自有地への権利獲得のために積極的な動きをみせる。一一六五年に H. 伯によつて発給された文書によれば、Chapelle-les-Herlaimont の自有地の十一分の一をめぐら Gauthier de

ier de Fontaines ハローネ修道院は争いを繰り返して
きたが、両者の間で協定が成立した。それは、Gauthier
ガニの自有地のフロレフ修道院による所有を認める代わ
りに、彼がサン・ヴァースト修道院に⁽⁴⁹⁾マルクで質に
入れていた十分の一税を、フロレフ修道院が買い戻して
彼に引き渡すと云う内容である。その際、請け戻しの費
用を回収する期間は、当該十分の一税をフロレフ修道院
が所持するが、その間は修道院にも自有地の所有が認め
られるなど云う条件がついてくる。⁽⁵⁰⁾このようにフロレフ
修道院は、相当の支払いをした上にかなりの時間をかけ
て、Chapelle-les-Herlaimont の自有地の一部を獲得しよ
うとしており、それが Herlaimont のクルティスを拡大
し、ドヤドヤせれを「丘の山城」の強き意欲を示して
ころぶ思われる。

versus Capellam》を獲得し、その十分の一税を得るために、大麦半モディウスの年貢租を彼に支払う」ととなつた。すると、『聖職者Jeanの前述の土地の別の部分の十分の一税を担保にして』《supra decima alterius partis terre predicte Johannis Clerici》、修道院がマルクを貸しており、『それを彼が支払えば、十分の一税を自分で受け取るであろう』《quas, cum solverit, decimam suam recipiet》と書かれていて、修道院はおそらくの聖職者の困窮を利用して十分の一税を取り上げてこたと考えられる。⁽⁵¹⁾

続く一八六年文書は、⁽⁵²⁾この土地をめぐつてフロレフ
と Gouy の領主達との間で⁽⁵³⁾複雑なやりとりがあり、
最終的に修道院が支払うにつけられを獲得するまでの
過程を以下のように具体的に記してくる。まず Gouy の
領主達が一八五年文書で譲渡したのは、Gilles de
Trazegnies から封として保有してこだ『Capella の村の
丘の山城の土地』《terra supra villam de Capella》である
といふのが明らかにわかる。しかし、『この土地について
はやつと以前から争いがあつた』《pro qua diu contentio
fuit》。そしてこの文書で、この土地についてハナリウ
ムとセカルイカスの穀物と云ふ貢租が新たに定められた
見捨てられた荒れた土地》《quamdam terram desertam

がとひれてこだりふか、おそひへ一八五年にフロレフ
修道院によつて発給された文書から明らかになる。近く
の Gouy には、一人の領主がおり、画の Jean という名
を持った俗人と聖職者であった。フロレフ修道院は、ま
ず俗人の Jean から、『Capelle-les-Herlaomont の側にある
見捨てられた荒れた土地』《quamdam terram desertam

ハレを修道院が Gouy の領主達に支払うなら、ハレの土地からのテラージュを修道院が受け取るハレが関係者達の一致によつて定められた。カルドンハルの土地で聖職者 Jean が持つていた十分の一税と貢租を、俗人 Jean との妻と息子の同意をもつて、修道院に譲渡されたハレとが定められた。その範囲は、『Theodoric の橋かゝ Loret』まで、そして「モリエの三の垣ハベ側の十畳』《a ponte Theoderici usque ad rivum Lorel, et ultra rivum de duobus bonuaris terre》 と記載されている。ハレ、これを入手するため修道院が、俗人 Jean にハリーブル、その息子に 110 ハリッシュを支払はるハレが取り決められた。そしてこのよつた約定の変更は、Gouy の領主の血縁者達の同意と『正祭、村役人、参審人及び Gouy の所領全体の譲席』《presentia... sacerdotis, vilici, scabinorum et totius potestatis de Goei》 のある記載もられたのであった。

以上を要約すれば、次のよハダア。 Herlaimont のタルティスの起源は、1138 年以前の Othon de Trazegnies による田有地の寄進である。ハレ 1138 年までハローハ修道院はタルティスを設定し、十分の一税と Chapelle の田有地を獲得しており、1150 年

までには教会をも獲得した。1155 年には Herlaimont から Piéton 川を越えて東は La Chaussée まで、南は Chapelle-les Herlaimont までの、ほとんど一田的な所領となつてゐる。その後 1163 年までには、所領が Trazegnies を含むまでに拡大された。ハレまで Herlaimont のクルティスの大枠が固まつたと考えられる。

しかし、寄進者である Trazegnies 家で当主の交代があり、先代 Othon が寄進した財産に対する相続人の Gilles が権利を主張した。けれども、フローノフからの貨幣支払によつて、彼の要求が結局撤回され、カルドンハルの場所の貢租が譲渡された。また、フローノフ修道院は、Gilles と他修道院との争ふに際して、自らの出費を辯めやうに仲介の労をとるハレで、見返りに所領の様々な負担を消滅させ、他者の権利を所領から排除するハレに成功してさる。カルドンハル 1165 年には Chapelle で、Trazegnies の領主である俗人の担保を請け戻す代わりに、彼との間で係争と対象となつてた Chapelle の田有地の一部を獲得した。その後、1185 年以降に Trazegnies 家の封田である Gouy の領主達から、Chapelle 近隣の土地とその十分の一税を貢租支払はると金銭の貸借を利用して獲得したが、ハレにて争いが起

いるや、修道院は、これらに対する新たな高額貢租の設定と一時金の支払いに応じることによつて、全ての関係者の同意をとりつけ、この権利を確認した。こうしてフロレフ修道院は、Trazegnies 家という有力家系を先頭とする俗人貴族諸家系と恒常的な関係をとり結び、その中で所領を獲得し、拡充している。特に、所領整備の段階に入ると積極的に周辺社会関係に介入し、係争や貸借関係を利用して、出費を惜しまず目指す土地や権利を獲得している。それは、Trazegnies 家という有力家系を先頭とする俗人貴族諸家系と相互依存関係にあるといふよりは、潤沢な資金をもつ修道院が、その力によつて俗人領主達を都合良く動かしているように見えるほどである。その目的はあくまでも他者の権利を出来るだけ排除した、なるたけ一円的な所領の実現であり、定額の貢租を支払つて所領での生産力向上とともに増加していくテラージュを得ていていることが象徴するようだ。所領經營に対する積極的な姿勢は十分に感じられるのである。

一一四 クルティス以外の所領

フロレフ修道院領には、水車、村落、スレート採掘地、教会が、クルティスに編成されない財産として所属して

いた。こうした財産種目が、重要な要素としてクルティス内にあることは多かつたが、所領確認文書の列挙部分において、クルティスと区別して並記されているものもあつたのである。前述のように、フロレフ修道院の史料状況から対象は限定されるえないが、以下ではそれらを個別に取り上げて検討する。

まず、La Ferté, Auvelais, Franière の三箇所の水車である。⁽⁵¹⁾ 一五四年に教皇使節によつて発給された文書に登場する La Ferté の水車は、Piéton 河水系の小さな川沿いにある。この水車をめぐつて、フロレフ修道院とレシー修道院との間で争いがあり、次のような協定が成立したといふ。それは、レシー修道院が、La Ferté にすでに存在していた水車を一二マルクでフロレフから買い取るかわりに、フロレフは同じ水流を利用して、その近くに、別の水車を建設する許可を得るといふ内容である。そしてこの新たに建てられる水車に、Gosselies と Rohardi Sartum と呼ばれる村々の住民が穀物を挽きにやつて来たならば、彼らを受け入れる」とも定められている。この文書からは、フロレフ修道院が水車所有を重視していく点と、それが修道士達によつてのみではなく、広く周辺住民にも使用されていたことが確認できる。

Auvelais にて 1118 年の関連文書が伝来しており、これらは修道院の明確な意図を示してゐる点で非常に興味深い。その最初は、1118年の文書（発給者不明⁽⁵²⁾）である。それによると、オーブロンフ修道院は、『サンブル河沿いに水車を作るため』、Auvelais へふた名の自有地にある土地』《locum ad construendum molendum in fluvio Sambre, in allodium Auvlois nomine》を獲得したとある。しかし、それは複数の人々に分割されていたため、修道院は『その自有地の全ての関係者達』《omnibus ejusdem allodii participibus》のそれぞれに、年貢租を支払わなければならなかつた。彼らの譲渡には、フローロフの修道士達が水車の上流で魚を獲つてはならぬこと、自有地の関係者達が上流・下流で水車の妨げとなるものを作つてはならぬことなど、1118の条件がつけられており、その上で貢租支払いによって修道士達は全ての徴収から自由になる、と定められていた。また、『粉を挽るために来る人も帰る人も、この自有地の真ん中を渉る川の道を、畠田や定められたものにて持つ』《venientes molere, et recedentes, omnino liberam habeant et determinatam per medium illud allodium viam》、『ル、ゆー跡わなふ、この自有地の中をフローロ

フ修道院が家畜の放牧権を持つことも確認された。加えて同じ文書は、『水車の便宜のために必要な』《necessarium ad commoditatem molendini》隣接地がフォツス修道院から保有（貢租は一デナリウス）されていたが、フローロフ修道院はこれをフォツス修道院の同意をもつて獲得したとも記してゐる。このように、フローロ修道院は、水車の建設用地として他人に属していた場所を選び、先行投資によってそれを手に入れ、そしてそこへ建設される水車を自由に経営できる条件を整えていた。しかも、田の利益のみを強引に追求するのではなく、慎重に周辺との利害調整を計つており、住民による水車の使用を強制してはゐない。また、これに隣接する土地も手に入れ、そちらの放牧権をも獲得するなど、単なる水車経営を越えた所領を作り出していくのである。

といふと、同じ1118年の教皇による所領確認文書には、『サンブル河沿いにあって、Auvlais と呼ばれる自有地にある水車。その自有地の半分を聖職者 Gérard とその兄弟 Morelmeis の Godefroid が、ハリッシュの貢租で、そして残りの1/2 分のものを Fosse のサン・フォイアン教会と貴族である Hugues が、ハリッシュの貢租で、あなた方が保有しておる』《Molendinum quoque su-

per Sambram fluvium, in alladio quod dicitur Avulois, cuius dimidiam partem tenetis a Gerardo Clerico, et Godescalco fratre ejus Morelmeis, sub censu duorum solidorum, reliquas vero duas partes ab ecclesia Beati Foillani Fossensis, et a quodam Hugone nobili viro, sub censu duorum solidorum》⁵² ハ、ハの土地には水車が既に設置され、文書では年貢租額が先の文書と異なっているが、田代が一一月一一日と明示された通り、先の文書がそれより以前に発給されたこと、その間に水車が建設されたと想定される。

アルニ、一四五五年にリヒバ同教によつて発給された文書は、ザム Hugues が『彼の自有地、すなわち Auvelais の村の田舎の 1 ハルの付属物を、畑、耕地、魚場、森林、採草地、ハの場所に屬する他の財産』⁵³ 《allodium suum, scilicet quartam partem ville que dicitur Auloiz, et eandem partem adjacentem, ubicumque in agris, culturis et aque piscatura, silvis, pratis et ceteris rebus eidem possessioni subditis》

修道院に譲渡し、1 ハルの権利を放棄したと記してある。ハの寄進に同意した Hugues の妻の娘子と血縁者達、『ハの田地に屬する村の嫁女と男女

こだれの多くの人々』《multi utriusque sexus de ipsa familia ad predictum allodium pertinentes》が来て、『彼の僕等』《jussum predictorum dominorum suorum, qui traduxerunt》をば、教会に対する忠誠を誓ひたのである。ハの文章によれば、このころ修道院が水車の所有と経営する権を越えて、Auvlais の村落の支配に乗り出したりとが明らかになる。ハント、アスピリュによれば、ハの水車を中心とする所領が完成するのは十三世紀においてであり、ハ修道院は Auvlais も完全な領主権を獲得して、周辺農民に水車の使用を強制しており、そればかりでなく水車の場所に水門を建設して通行税を徴収しているのである。⁵⁴

一九一年に発給された文書（発給者不明）によると、ハローハ修道院がサンブル河沿い、Auvlais から約二キロメートルに近い Franière に、約 1 ハルの水車を所有していたことが記されている。ハローハは、『Franière の小教区に屬する小村』《viculo parochie de Franires》だ。『Franière の田地の上の関係者である領主達』《suis participibus dominis allodii de Franires》，やなどと

Fosse の参事 Hugues de Means, Baudouin de Graux の二者と、水車の建設地を共同所有するに至ったが、フローレ修道院が水車の建設費用を負担するふた条件が付けられていた。しかし、出費によるて、修道院は実質的に水車経営を手中に収めてしまつてはぬようである。それは、フローレ修道院は水車から二者に年貢租一〇モディウスを支払うが、そのうち十分の一税としてのフローレ修道院の取り分一モディウスを除いて、『フローレ修道院が関係者達と、各自に自有地での権利によって取り分が定まる』正しく記念で分けく》《Florentiensis ecclesia cum predictis participibus suis, prout quemque de jure allodii sua contingit portio, justa dividet portione》と記されている。

以上の引用から、フローレ修道院は水車の獲得に意欲を示してゐるが、それは単に収入源としてではなかつたことが分かる。修道院は権利関係が複雑な場所にあえて参入し、出費を厭わずに水車経営を手中に収め、さらに水車を周辺社会を支配するための梃子として有効に活用するふとを目指していたことが見て取れる。

次に、村落の一部が獲得され、その後も拡大するが、クルテイスとはならない所領として Thiméon, Obaix,

Sart-Bernard を検討する。Thiméon と Obaix は、Her-laimont のクルテイスに隣接しているが、最後まで後者のクルテイスに吸収されるとはなかつた。これらが史料で言及される際の特徴として、クルテイスとふう文言が登場しないばかりでなく、最初の文書から所領の内容が、あるまどまりをもつたものとして、詳細に記載されてゐる点が指摘できる。

Thiméon に関する文書は、六通もの関連文書が伝来している。一一一六年にリエーシュ司教によつて発給された文書⁽⁵⁵⁾は、Lambert de Maiserei とその息子 Thomas による寄進の内容を、Thiméon と呼ばれる村の半分にあたる自由地、耕地、森林、採草地、放牧地、水流といったその付属物、教会の半分、さらに三人の非自由人（女性）とその子供達として列挙してゐる。そして、これらは、一一一八年の所領確認文書では、Thiméon の自有地の半分とまとめて簡略に記載されている。それと、フローレ修道院長が一一八八年に発給した文書⁽⁵⁶⁾では、Thiméon の領主である Simon が、その自有地で所有してゐた全て、すなわち、教会と十分の一税の四分の一、耕地、森林、採草地、放牧地、男女の非自由人、収入と貢租を譲渡したとれてゐる。しかし、次の一一八八年頃に発給された二

通はこの寄進をめぐる係争を伝えており、しかも各々が逆の内容を盛り込んでいる。この係争の当事者は、フローレフ修道院とリエージュのサン・クロワ参事会員 Roger であり、後者は Thiméon の自有地の三分の一は彼の母の持ち分であったので、自分に権利があるとしてフローレフに返還を要求したのであった。フローレフはそれに対して、当該の土地は、Roger の叔父であり、正当な領主である Simon から寄進されたのであり、それに Roger の父と母も同意してくださる旨譲する。そしてこの係争について、リエージュのサン・ジャック修道院長と首席司祭らが調停者として発給した第一の文書では、フローレフ修道院の言ふ分が認められ、Roger は Thiméon の権利主張を撤回し、賠償としての一〇マルクと年貢租一〇〇ソリドウスを支払うことなどが決定されており、この調停への Roger の同意も記されている。しかしながら、第一の文書では、発給者と調停者が同定できないが、『この件につれて教皇から裁判官に立てられた我々』《nobis qui super hoc judices a domino papa fueramus constituti》によつて、全く異なつた裁定が下されたとされている。それは、フローレフの主張を根拠がないものとして退け、フローレフは問題の Roger に三分の一の自有地を返還し、そ

れがなお受け取つていない収入を支払うという内容であつた。あるいは、有力な情報をもたらしてくれるのが、最後の関連文書である一一九四年の教皇によるフローレフへの所領確認文書で、そこには『大小の十分の一税を含めて Thiméon の教会に對してあなた方が持つていて権利の全て。騎士 Simon がその自有地で、土地、森林、採草地、放牧地、男女の非自由人、収入と貢租において持つていた全て』《quicquid juris habetis in ecclesia de Tymium cum decima minuta et grossa; quicquid Symon miles in eodem allodio in terris, silvis, pratis, pascuis, servis et ancillis, redditibus et censu possidebat》⁵⁷が記載されている。これによれば、一一八八年段階で争論がどちらの方向でに決着してしまったのであれ、一一九四年においては、当該の所領は修道院に所属していたのであつた。このように Thiméon では、フローレフ領となる以前からあるまとまりを持っていた村をそのまま修道院が利用しており、フローレフ自身がそつとしたまとまりを作り上げていかねばならなかつたクルティスとは、相当性格の異なる所領だつたと考えられる。

村がクルティスと呼ばれるハムのないままに所領となつた例の一番目は、図二へ Herlaimont のクルティス

の近隣に所在する Obaix である。これは五週の闕連文書が伝来しており、その最初のものさ 1141 年の「マルメティ修道院院長とナーヴール伯の嘆願による」国王から Obaix の村が、クローナ修道院に譲渡されたと記載されるが、村には 1 重の保有関係が存在していた。すなわち、国王がナーヴール伯に授封した時の村は、ナーヴール伯から騎士 Théodric de Fain に再封されたのである。この文書では Théodric が、関係者全員の同意をもって、『全ての収益と利益をもつて、土地をおこしめ森林や水流におけることを』《cum omni fructu et ultilate, tam in terris quam in silvis et aquis》、Obaix の村をクローナ修道院へ譲渡することを約定する。Obaix は 1151 年にナーヴール伯によって発給された。⁽³⁸⁾ しかし Théodric が伯から保有していた村を『その全体性を保つ』《cum omni integritate sua》，但しもクローナ修道院へ譲渡した後でもあるが、『教會十分の一税、烟（耕作地においてある、立たないもの）、森林、採草地、放牧地、水流、水車におけること』《in ecclesia, in decimis, in agris, culturis, cultis et incultis,

silvis, pratis, pascuis et aquarum recursibus, molendinis, in mansionariis et ceteris rebus eidem possessioni subditis》 が所領の内容が具体的に記載されている。マルメティ修道院院長とナーヴール伯の嘆願による文書では、『誰か Théodric が臣従礼をした者達は、必ず彼の手から求め受け取らねば。ハシナされば、修道院はそれを自分のかの手にて持つべし』《ut huius, qui hominum prestat Teodrico fecerant, fiados suos de manu abbatis Floreffeensis, si vellet, repetere liceret et accipere; si autem ecclesia ut suum illud etiam posideret》 が続く。Théodric がもとあった封建関係が、寄進に伴つて修道院の手中に移されたが分かぬ。そして次の 1151 年の「ナーヴール伯による所領確認文書では、『Obaix の村をもつて、その全体を保つ』つまり十分の一税を、この場所に付属してくる他の立たない財産におけること』《Villam etiam quae dicitur Obais, cum omni integritate sua, videlicet in decimis, et caeteris rebus eidem possessioni subditis》 が書かれている。村やおもつておもつてクローナ修道院へ譲渡されたが、あるいは明確になぬ。1155 年のワーレン同教による寄進確認文書では、関係者全員による寄進が再び確認されている。

だけであるが、一一八五年にフローレ院長によつて発給された文書では、Enguerrand d'Orbais による遺贈として、Obaix の村で保有してゐた全ての貢租と「ール醸造所の半分が記載されてゐる。」のよつて、Obaix の村としてのまともさを保つたまま、フローレ修道院の所領となつており、フローレはその排他的な領主的支配を田指しつつも、それをクルティスとして經營する」とはなかつたようである。

Sart-Bernard については四通の文書がある。その最初は、一一一七年にリエージュ司教によって発給され、次のよつた内容となつてゐる。まことに、ナミユール伯が Richard de Wierde から購入してゐた、Sart-Bernard の村の自有地⁽⁶⁰⁾をフローレに譲渡した。當時、

Richard de Wierde も、その自有地内にある教会を、基礎財産、十分の一税及び森林での放牧権とともに寄進した。彼は、さらに裁判権を放棄したが、それは『教會と自有地両方の境界内で』《infra ipsos terminos ecclesie simul et allodii》なふれており、即該地に何つかのまともが、あつたことを記載したものである。一一一八年と一一五一年の所領確認文書では、全てを含む表現として『Sart-

Bernard における Sart-H』《triginta bonaria apud Sarum Bernardi》と書かれてゐるに過ぎないが、一一七九年の所領確認文書は、『Sart-Bernard の自有地と教会をその付属物」とし『allodium et ecclesiam de Sarto Bernardi cum pertinentiis』と、より本格的な所領の姿を呈してゐる。ハハドは、所領の詳細は明らかにならぬが、当初からのまとものある所領がフローレに寄進され、その後もほとんじ変化を経験しなかつたようである。以上のように、クルティスに編成するには困難な要素を含んではいるが、村としてまとまりのある所領が譲渡された場合、修道院はそれをそのまま受け入れて収入源としており、クルティスの場合よりはずつと寄生的な領主として振る舞つていたと思われるるのである。

やがて、クルティスに編成されないが、複数文書が伝來する所領として、スレート採掘地がある。当時アルデンヌには二カ所の重要なスレート採掘地が確認されているが、フローレはその一つである Fumay の一部を所有するに至つた。これにつけては一通の関連文書があつて、ファンシヤンの論文によつて分析されてゐる。ファンシヤンによれば、その主要部分が十三世紀初めまでアリュム修道院領であった Fumay では、十一世紀からスレートの採掘が開始された。そして、十一世紀半ばにア

リュム修道院は、シリヤ、フロレフ、セント・ファンテースといた近隣の修道院のそれぞれに、Fumay のスレート採掘に適した地所を譲渡している。⁽⁶¹⁾ フロレフ修道院への譲渡に関しては、一一六八年にプリュム院長が

発給した文書⁽⁶²⁾があり、フロレフの要請に応じて、『Fumay の我々の村に付属してくる山の、石を掘り出し、切り出すための場所を、譲渡したいと欲する』《locum cuiusdam montis pertinentis ad villam nostram de Filmain ad fodiendos atque caedendos lapides vellemus concedere》⁽⁶³⁾ ふ記されている。わゆる、フロレフが他人の妨害なしにスレートを採掘する権利が保証されているが、プリュムがスレートを必要とする際には、フロレフによってそれが提供されるとの条件として記載されている。

同年にセント・ファンテース院長によつて発給された次の文書では、プリュムから貢租支払いによって同修道院が保有していた『スレートを置くに適した土地』《ortulum... tegulis componendis aptum》を、フロレフに属する一一〇の『小土地』《ortolum》の半分の用益権と交換に、フロレフに差し出してくる。それには『もしその土地に我々の修道士達が入るゝふを望むなら、一一〇マル

クが支払われた上で】《si quando fratres nostri ad eundem laborem intrare voluerint, datis XXX solidis》⁽⁶⁴⁾ という条件が付けられた。

ハのようじ Fumay やのスレート採掘地には、タイプの違う複数の修道院が関係していくが、フロレフは、相手の性格に応じた方策を取るゝとによって、所領を手に入れてくることになる。まず、間接經營を志向していたベネディクト会のプリュムには、必要に応じてスレートを提供し、直接の管理の仕事から解放するとこうメリットと引き替えに、フロレフが採掘の実質的な権利を獲得していく。わゆる、フロレフと同じくプレモントレ会に属し、プリュムからやはり採掘地の一部を譲渡されていたセント・ファンテース修道院とは、お互いに欲しい場所を交換するという協定を結んでいるのである。いずれにおいても、フロレフがスレート採掘地を直接に経営することを志向していくことは明らかになる。

最後に、教会についての詳しい見ておく必要がある。教会はクルティスや村で重要な拠点としての役割を果たすことが多かつたが、単独の財産として確認文書に記載される場合もあつたからである。以下では、これまでと同様に複数文書で言及される教会を取り上げる。ま

す、一一一一年にナーヴール伯による基礎財産の設定文書⁽⁶⁵⁾、Saint-Laurent du Sart, Saint-Martin de Jodin, Sainte-Gertrude de Floriffoux の三教會がフローレの娘ティウス⁽⁶⁶⁾の所領確認文書⁽⁶⁷⁾に記載されてゐる。その中で Saint-Laurent du Sart 教會については、一一一六年のリードハム同教の文書で個別に取り上げられてゐる。それはナーヴール伯とその妻ばの教会をフローレに『安定期に所屬せしむるを望んでいた』《stabiliter constituer voluerunt》が、『されまでは彼が負担して、自分たちの支出をいた要員の費用を提供した》《de propriis expensis suis singulis annis antea servitium sibi debitum providebant》のを、『ハの費用くの毎年の配慮を自分たちから取り扱ふ』

《hanc eius annum sollicitudinem a se tollerent》として記した一一七一年文書⁽⁶⁸⁾では、伯自身によつて譲渡の動機が次のように具体的に明かにされている。『私の権利に属してゐる Viesville 教會とそれと属してゐる全てを、以後は私と私の全ての子孫達の世俗の手から自由にして渡したく⁽⁶⁹⁾のである。

一一五一年にナーヴール伯が発給した文書において、伯は後に分院となる Leffe の教会を、その全ての付属物であるフロンフに譲渡してゐる。この教會は、一五

一年のドイツ国王の所領確認文書と、そして一一七九年の教皇によるそれとに記載されてゐる。

ナーヴール伯は一一六〇年に発給した文書⁽⁷⁰⁾で、伯の自有地にある Senenne の教会をその全ての付属物とともにフローレに譲渡し、それは一一七九年の教皇による文書でフローレの財産と確認されている。

以上のよう複数文書の伝来している教會は、全てナーヴール伯によつてフローレにもたらされてゐる。それは、グレゴリウス改革の影響下での俗權から教會組織への教會財産返還の動きの一端であつたと考えられるが、ナーヴール伯が特にフローレを選んで教會を譲渡したのは、フローレが伯家の墓所であったためであろう。ナーヴール伯による Viesville 教會のフローレへの譲渡を記した一一七一年文書では、伯自身によつて譲渡の動機が次のように具体的に明かにされている。『私の権利に属してゐる Viesville 教會とそれと属してゐる全てを、以後は私と私の全ての子孫達の世俗の手から自由にして渡したく⁽⁷¹⁾のである。

一一五一年にナーヴール伯が発給した文書において、伯は後に分院となる Leffe の教会を、その全ての付属物であるフロンフに譲渡してゐる。この教會は、一五

de Veteri Villa, ad ius meum spectantem, et omnia, que
ad ipsam pertinent, deinceps a laica manu mea scilicet et
omnium posteriorum meorum liberam reddidi, et ecclesie
Florefiensi ob commemorationem et remedium tam anime
mee quam genitorum meorum, quorum corpora in eadem
ecclesia tumulata habentur, ... resignavi,... quaque die
missa mortualis pro mea parentumque meorum animabus
ab ipsis dicetur》

ハニスムニサヤナリ異なりた給拂ウトロムトヒムダムル
セイントポール修道院の聖職録がある。
初出は Jean de Chimai によるものと発給された一八九年文
⁽⁶⁸⁾書で、Jean ハーナー・シマリ同教がやがれどいの教会の司
祭職をめぐる係争を経験したるハリスガモア文脈から
読みられる。この文書ではその解決策として、『ハーナー
ハリ司教の手から我々が保有してゐる Saint-Paul の聖職
録』《prebendam sancti Pauli, quam de manu vestra
tenemus》が、『あなた方がハリスガモアを好むなら、
ハリの教會の手に立つておられる聖職録をあなた方の手に
移譲する。ハリだなれば、我々が生れたる間に置い
て、田舎の田舎の聖職録を贈るハルムアル』
《Quod si vobis placuerit facere, eandem prebendam ad

opus ejusdem ecclesie in manus vestras resignamus.
Quod si non placuerit, quoad usque vixerimus, in usus
proprios eandem retinebimus》 トロム修道院の
ロム修道院が第11世紀に登場し、紛争の緩衝地帯として
の役割を果たしてゐる。続いてハーナー・シマリ同教が
の生れで、一八九年に文書⁽⁶⁹⁾を発給し、同教が
Saint-Paul 教会の地位の職をトロムに譲渡したりとを
記してゐる。紛争の原因や関係者達の関係はハリの明
白にされてこないが、『かかる疑惑も曖昧である極度
の悪く紛争の機会をもたらすなどよへり。... 院長一人
にやせなへむしハトロム修道院全体に、つまり修道士
団一般に、永久にリの寄進をなした。... 院長が教会の
回意と一致なしに、ハリの聖職録を質入れしたり、教会か
ら譲り渡したりやがな】 《ut omnis scrupulus, omne
ambiguum, omnis penitus malarum auferatur occasio
querelarum... non persone abbatis singulariter, sed toti
potius ecclesie Florefiensi, id est conventui generaliter,
perpetualiter hujus eleemosyne donationem feci,... nec
ipsi abbatii, absque consilio et consensu ecclesie sue, hanc
prebendam oppignorare, vel ab ecclisia alienare licebit》
ハリスガモア、ハリドセトロムの職を獲得するだ

めに積極的に動いたことは確認できないが、他者の紛争によつて財産を獲得したことは明らかである。

二 周辺社会⁽⁷⁰⁾

二一一 領邦君主との関係

フロレフ修道院の文書に登場する領邦君主は、ナミュール伯、メツス伯、ブラバン公、エノー伯、アルロン辺境伯であり、これにさらに上位の君主としてドイツ国王を加えて、ハノで考察する。フロレフはナミュール伯領内部にあり、その所領の大半もそこについたが、周辺の領邦君主も、それぞれ修道院と密接な関係を結んでいた。彼らは、修道院の創建者であるナミュール伯に比べると圧倒的に関係文書の数が少ないが、寄進確認、寄進、紛争解決、特権賦与といった多様な役割を果たしており、フロレフを取り巻く複雑な政治関係を明らかにしている。

すでに定住が進み、権利関係が錯綜していた場所で所領を形成する必要のあつたフロレフ修道院にとつて、その領域の支配者である領邦君主の後ろ盾は必要不可欠であつた。領邦君主側としても、自己の領邦を確立しようとしていた当時の政治的状況下でフロレフとの強い絆を譲渡している。

欲していたため、両者の間では相互受益関係が成立する。

その最も端的な事例は寄進であり、全て無償で行われた。

特に顕著であったのはナミュール伯で、フロレフ修道院は初期の経済的基盤のほぼ全てを負つていた。伯は、一二一年に発給した文書で修道院立地とその周辺の土地、

フロレフの小教区教会をはじめとする四教会とそれぞれの付属物、さらに採草地を一カ所無償で寄進して基礎財産を設定している。続いて、一一一六年のリエージュ司教の文書では、伯夫妻による Hamptean にある自有地とその付属物の譲渡が確認され、一一二七年のリエージュ司教の文書においては、やはり伯夫妻が Sart-Bernard の自有地を Richard de Wierde から買い取つた上で、フロレフに譲渡してある記されている。八年後、一一二七年には自ら発給した文書で伯夫人は、Wanze の施療院をフロレフへ譲渡し、それを承認した教皇に、金貨一枚の年貢租を支払うことを取り決めている。ナミュール伯以外でも、メツス伯夫人は、一一五三年文書で、相続財産として保有してきた Saint-Servais 教会の聖職録を譲渡した。また、メツス伯自身は一一六三年の文書で Warrant の教会とその所領、周辺のいくつかの土地を

ナミヨール伯の場合には、寄進者として重要であったが、それ以外の君主を含めて者である場合には、フローネ修道院に対する寄進を促進し、その有効性を保証していく点が特に重要である。ナミヨール伯は 1111 年文書で『私の家中の者に対するものとして、彼らの財産である、自有地である、前述の修道士達に寄進するのを許す。我々の好意と許可をもって、これをなすべく、寛大に許す』《His etiam de familia nostra ubicumque sint, si quid pro eleemosina vel de rebus suis, vel de allodio supradictis fratribus dare voluerint ut cum gratia nostra et permissione haec faciant, benigne concedimus》¹¹⁾。また、メラス伯は 1161 年に発給した文書で、『もし私の農村住民の誰かが、死が近づいてゐる時に、彼の田の土地の賃租から、何かをやの修道院に譲渡するのを聽取らねば、私としては彼が与へ、前述の修道士が受け取るのを許すや』《si quis de rusticis meis positus in extremis de suo proprio fundo vel censu aliquid eidem loco conferre voluerit, ex parte mea liceat ei dare et fratribus prefatis recipere》¹²⁾。

これらの領邦君主は寄進を必ず文書発給による努力

てゐる。まだ、一一八一年に発給した寄進確認文書では、⁽⁷¹⁾ Pierre de Gaia は回伯の同意をもつて自有地を寄進してゐるのである。このよつた行為によつて、領邦君主は寄進者との関係を強化し、後者による寄進を保証する責任を負つたので、修道院とも結びつてゐた。

従つて、ひとたびいつして確認した寄進をめぐつて紛争が起らるふ。領邦君主は調停に乗りだし、新たな協定を確認する文書を再び発給して修道院の利益を守るうとした。⁽⁷²⁾ 典型的な例として、グラバン公による一一九七年の協定文書がある。やいでは、祖先の寄進物件に対しても権利の主張を繰り返したもの。Henri とフローレンの間で、Henri の要求撤回によつて協定が結ばれる際に、グラバン公が『ハローネフ教会』⁽⁷³⁾ Henri が忠誠を誓つて、以下を申し出ぬまでは、彼の約束や誓いを信用したがらなかつた。やなわち、Henri が我々をの協定の証人かつ保証と定め、協定が破られた場合には、処罰者とする。『ecclesia neque promissionibus neque juramentis eius credere voluit, donec fide interposita spopondit, quod compositionis illius nos testem et obsidem, etiam et ultorem, si pacta transgrederetur, constitueret』⁽⁷⁴⁾ と、状況を想つてゐるのである。領邦君主達が、ただ修道院に保

護を与えてその利益を擁護し、他者の寄進や協定の確認を行つとこゝ間接的な役割に止まる」となかつたりとは明白である。

領邦君主が修道院にとって重要な役割を果たしたもう一つの分野に流通関係特権の賦与がある。これにつれては「通の文書」があり、まだ一一六〇年頃イシ国王は文書を発給し、その中で『家人』《ministerialis》である Tiela が『物品を積んだフローレンの舟を、流通税を徵収するため束縛した』《navem ipsorum cum rebus suis teloneum ab eis exigens retineris》⁽⁷⁵⁾ フローレンの訴べたまに束縛した。『precipimus ut omnibus eis restitutis et libere dimissis deinceps vel tu vel alia persona hoc reiterare non presumat』⁽⁷⁶⁾ やく『我々の王国内で（フローレン修道士達が）……何いかの損害を被つたるを歸せよ』⁽⁷⁷⁾ 《Nolumus enim ut in regno nostro... aliquod gravamen patiantur》⁽⁷⁸⁾ と云ふ。『我々の王国内で（フローレン修道士達が）……何いかの損害を被つたるを歸せよ』⁽⁷⁹⁾ 『我々の土地を行つて来るフローレン教会の修道士達を、我々の安全護送し保護のまゝに受け入れ』《nos fratres

Floreffensis ecclesiae per terram nostram euntes et redeutes sub conductu et protectione nostra accepimus》、
ルイ『ルの教会の修道士達が彼らの荷車でもうして
Rodeへ私の全ての土地を運行する際徵収される額ねし
やあいた、俗船で winage と呼ばれる通行税を、フロレ
フ教会に永久の寄進として譲渡した】《ecclesiae
Floreffensi vectigal, quod vulgo Winagium dicitur, quod
exigi solebant predictae ecclesiae fratres cum vecturis
suis per Rode et ubique per terram meam transeuntes in
eleemosynam in perpetuum dedit》 ルイが明記されてこ
る。

11—11 在地有力者との関係

フロレフの文書には『田人』《liber homo》、『騎士』
《miles》、『城主』《dominus castri》、『領主』《dominus》

といった身分や資格を示す表現が伴う者が、主に寄進者
として多数登場する。されば、領邦君主と一般住民の
特權層であるブルジョワの中間に位置する広い範囲を
覆いつねり、ややあこせこじさあねが、在地有力者へ
括して扱つゝとする。されどもこの寄進は、ナミュー
ル伯のよくな上位者の手を通して、常に妻や相続人の同

意を伴つて行われた。彼らは主にそれぞれの勢力が強い
領域にある自有地を寄進したが、その規模は多岐に渡つ
てゐる。これらの寄進は無償である場合もあつたが、何
らかの支払いを条件とするものも多かつた。一一五五年
のリューシュ同教の寄進確認文書で、自有地の寄進の理
由として Gérard d'Orbais が『一部は魂の救ひのため、
一部は理にかなつだ覗返りを期待して』《partim pro
salute anime sue, partim rationabilis interventu commercii》
と述べてゐる。やむめて明確な場合もある。また、
単発で終わる寄進は少なく、同じ家系に属する人々による
寄進が続くのが通例であった。一一八五年のフロレフ院
長による Gerhard d'Orbais による寄進確認の文書で
は、Orbais の名を持つ Enguerrad d'Orbais が死に
際して、水車、ビール醸造所、貢租、自有地をやはりフ
ロレフに譲渡してゐる。

寄進者の死亡後は、通常は相続人によつて寄進が確認
されるが、相続権の主張による係争が生じるゝともあつ
た。その主な目的は、修道院からの貨幣支払いを引き出
すためであると考へられる。例えば一一六二年にリュー
ジュ司教が発給した文書では、Othon de Trazegnies や
その妻がかつて行つた寄進に対しても、彼らの死後に息

Gilles がその一部に対し権利を主張したが、フロレフからの三十六マルクの支払いによって要求を放棄し、それにつきの寄進を付け加えている。フロレフはこのような相続権を権利として権利要求を阻止するため、かなりの配慮をしており、そのためには相当額の支払いをも辞さなかつた。一一七二年文書は、Reuzel の自有地の一部を獲得するために、前述したように『ハの修道院が、個々の相続者にまで到達しつゝ、購買に多くの費用を費やした』『multa expensa emptionis ad singulos heredes descendens ista consummavit』書としている。ハのふうにして、フロレフは一定家系との永続的な関係を構築してゆくこととなつた。その顯著な例として前節で取り上げた Trazegnies, Gouy, Leez などへた家系を挙げることができる。

在地有力者とフロレフとの間で寄進とは、現実的には土地やそれに関する諸権利を、貢租支払いに代表される見返りと交換する場合が大部分であった。そのような形で彼らの間には寄進をめぐつて具体的な相互受益が成立してこだが、これを端的に示すものとして以下の二例を挙げておく。一六〇年に発給された文書によれば、Aleyde de Fontaine は夫の死後、Marche-sur-Meuse 村の

三分の一とその付属物を修道院に譲渡しているが、彼女の生存中は毎年約八モディウスの小麦と六ソリドゥスをフロレフが支払う、という条件がつけられている。また、一一八〇年の文書⁽⁷⁶⁾では、Godefroid de Merlemon⁽⁷⁷⁾と Mathilde はフロレフから六〇ソリドゥスを借りるため、担保として耕地と森林を差し出したが、修道院は当初きわめて少額な貢租として四デナリウスを支払つており、やがてその支払い義務も消滅したと記されている。ハのように、在地有力者はあくまで土地を提供し、修道院は支払いをすることが原則であり、それが崩れた場合には、両者の関係が破綻してしまう。その希有な例が、一一六年のリエージュ大助祭の文書に記されてくる。Gilles de Chimai は、祖先がフロレフに譲渡し、その父母と Gilles に定められた条件でフロレフがこれまで貢租を支払つてきた土地を、『貢租受け取りを拒む』ことで再び取り戻し、自らの権利のもとに譲渡するよう強いた』『repudiato censu iterum repetere et juri suo cogeret cedere』が、それが受け入れられないため実力行使に訴してこだが、これを端的に示すものとして以下の二例を挙げておく。一六〇年に発給された文書によれば、

まったくフロレフ文書に登場していない。

フロレフ修道院の在地有力者との関係は、寄進を通じてのものに限られておらず、何と紛争解決へのフロレフの助力が注目に価する。一一六〇年文書にとれば、Acoz の自有地の質入れをめぐって起った Jean de Faing との甥の Théodric の紛争にフロレフが介入し、修道院が代わりに代金を支払つゝによってその土地を獲得した。リエージュ司教による一一六二年文書によると、フレノワ修道院に破門された Gilles de Trazegnies を埋葬するために、親族の依頼を受けたフロレフは、争いの原因となつた一一リーブルをフレノワに代わつて支払ふ。Gilles の妻に対しても負つてゐた前節で言及した Trazegnies らの負担を消滅させつゝある。むろん、Honoré 伯による一六五五年の紛争解決文書からば、Gauthier de Fontaines がサン・ヴァースト修道院に一一〇マルクで質に入れていた十分の一税をフロレフ修道院が買い戻し、Gauthier はも Chappelle の自有地への長年にわたる権利主張を取り下げるなどを条件に、それを彼に引き渡したものとが明らかになる。これらの場合も、フロレフは周辺の社会関係に積極的に入り込み、支出を惜しまず折衝して、最終的には不動産を獲得していくが、それに、

フォスの参事会 Hugues de Means 及び、Baudouin de Graux の二者と水車の建設地を共同所有したフロレフが、水車の建設費用を負担する」とで実質的に水車の経営を手中に收めてしまつてしまつて、一一九一年文書の事例などを参考すると、修道院が豊富な資金力によって、目的の不動産を獲得するためには在地有力者との関係を、なるだけ有利に調整しようとした様相がうかがわれる。

一一一一 周辺住民との関係

一一一世紀フロレフ文書には在地住民も登場していく。一一一一年のナミコール伯による文書や一一六二年のメツス伯の文書にある《familia》と《rustii》をどの範囲の住民と考えるかは、難しき問題である。一一五五年のリエージュ司教の文書で、サン・トロン修道院とフロレフの十分の一税に関する係争が、『大助祭と聖職者と私に属する者の臨席と承認によつて』《in presentia et testimonio et assensu archidiaconorum et clericorum et homini meorum》解決されていくところでは、《homines》のうちにされば一般住民が含まれてゐるかはあしかでない。また、一一八〇年頃のナミコール伯による紛争解決文書で、『多くの聖職者達と、貴族非

貴族の俗人達の面前で』《presentibus multis clericis et laicis, nobilibus et ignobilibus》 在地有力者 Henri が自有地に対する要求を放棄してゐる例で、ナーヴール地方の貴族がわざめで少數の上層に限られるところ、有力な学者⁽⁷⁸⁾を考慮すれば、広く領民を含んだかは分からぬ。一八五年にフローナン院長の発給した文書で、Engerand d'Orbais の遺贈が、『我が修道士全員と多く集めた貴族や家中の者たちの面前で』《in presentia totius conventus nostri et frequentia tam nobilium quam de familia qui copiose confluxerant》 確認められてゐる際、《familia》 が伯の側近に限られていた可能性は大である。

これに対して、フローナン文書の中で住民達の活躍が最も確実に見いられるのが、森林関係の文書である。まず、一五一年の文書ではナーヴール伯から『フローナンの住民達』《Floreffensibus》、流通税免除へ Marlagne の森の用益特権が与へられてゐる。この文書にはフローナン修道院は登場してゐないが、一五一年のドイツ国王の所領確認文書に Marlagne のケルテイヌが記載められてゐるといふ、修道院が拠点を設置して、の森の經營に積極的に乗じてゐたことがわかる。又は、一九一年

のアラバハ公による文書で、Henri de Grand-Leez はより寄進された森林に関する、『Leez の住民達はフローナン教会に対して争ふを起らし、前述の森における枯れ木権を要求し、教会が自分自身の森をその都合で使へことを詐めなかつた』《mansionarii de Leiz, contra Floresiensem ecclesiam litem moventes in predicta silva ius mortue silve reclamaverunt, nec uti ecclesiam silva ipsius ad commodum suum permiserunt》 が、アラバハ公の闘争を得て、『院長ふるの教会の修道士達の意志と住民達の譲歩による』《ex voluntate abbatis et fratrum eiusdem ecclesie, et concessu mansionariorum》、この森林を「分して、その一方では、『Grand-Leez の住民達だけが単独で、森林の枯れ木権をめぐらす』《mansionarii tantum de Majori Leiz usum solummodo mortue silva habebunt》」といが詐められた。十一世紀後半の時期に住民達が代表もたてずに直接公に訴へ、しかもそれが認められたといつ希有な例であり、その根柢としておそらく修道院への森林の譲渡以前から住民の権利が認められていたと考えられる。しかし、一九四年の教皇による所領確認文書では、この森林は全て修道院のものとされたのである。初めは住民達の権利に對して配

慮を示しておきながら、後にそれを取り上げるというフロレフの行動様式は、前節で触れた水車に関しても同様であり、初めは住民達に自由に粉を挽きに来る権利が認められていたが、後には使用強制が課せられていったのである。

修道院の所領が形成されていった地域では、前述したフロレフ住民の森林用益権に見られるように、修道士達の到着以前から住民達は領邦君主と直接の関係を結び、様々な権利を認められていた。そこへ後から登場した修道院は、新たに領邦君主と結んだより緊密な関係や在地有力者との寄進による相互依存関係を楯にして、領邦君主と住民達の間に入り込み、後者の権利を侵害してゆく。フロレフ側は初めからそれを全面的に否定するわけではなく、次第に事実上の権利を拡充していく。Grand-Leez の例以外には、十二世紀中は住民達と修道院の衝突は記録されていない。しかし、十三世紀においては多くの係争文書が存在しているのであって、それらの分析は別の箇所で行うこととする。⁽⁷⁹⁾

一一四 教会組織・聖職者との関係

フロレフ文書で目を引くのは、そこに登場する教会関

係者の数の多さである。ことに群を抜いているのが、フロレフがその管轄区域内にあつたリエージュ司教だが、その役割は単なる管轄司教の資格を大きく超えている。それは、リエージュ司教が同時に領邦君主でもあり、また、フロレフ修道院領のかなりの部分が教会財産で占め

されていたためであり、司教は教会財産に関する寄進の確認や紛争の調停に姿を現すだけではなく、他の領邦君主による寄進の確認までも行っている。例えば、一二一年のナミュール伯の基礎財産の設定も、リエージュ司教によって一二一四年に確認されており、一一九七年には同年ブラバン公が確認した俗人の寄進が、やはりリエージュ司教によって再認されている。⁽⁸⁰⁾ いずれも一部に教会財産を含んでいるが、大半は自有地や貢租の寄進であり、これらは高位の権威による後からの確認という性格を持っている。また、リエージュ司教が寄進や売買を通じてフロレフ修道院と直接関係を結ぶ例が文書には存在しない点、リエージュ司教の仲裁した一一五五年と一一九七年の紛争解決文書においても、フロレフによる当該財産の所有が確認され、もっぱら修道院の利益を計っている点を考え併せると、リエージュ司教はやや遠くに所在するが、上からの保護を修道院に与えていたと

してよいであろう。

文書に登場する主要な教会組織は、アフリヘム、サン・トロン、レシー、フォッス、プリュム、ボンヌ・エスペランス、イル・サント・マリイ、セツト・ファンテースといった修道院で、いずれもフロレフが所領形成を日指す場所に既に土地や権利を持つており、フロレフ修道院を相手にして、土地、教会、十分の一税、水車、貢租等の譲渡、交換、売却を行つた。

これらのうち、プリュム、セツト・フォンテース、アフリヘムに関しては、それぞれ一通ずつのフロレフへの土地財産の譲渡を記した文書が伝来している。プリュム修道院のような寄生的領主を志向する修道院とは、一一六八年文書のスレート採掘地での事例のように、プリュムの必要を満たすことを条件に、フロレフが実質的な經營を受け持つことで棲み分けを成立させることができた。また、フロレフと同じような積極經營の理念を持つ修道院が相手の場合でも、双方の求める具体的対象が異なる場合には、交換や売買による協定が成立した。一一六八年の文書によれば、セツト・フォンテースとの間では、スレート採掘場と別の土地の用益権をそれぞれ交換して、協定が結ばれた。また、アフリヘム院長の一七五年文

書によれば、Grand-Leez の教会とその付属物等がアフリヘムからフロレフに譲渡されているが、その条件としてこれまでアフリヘムが支払ってきた年貢租を、フロレフがリエージュ司教に支払うことが定められている。

同じものを求めて紛争となる場合もあつたが、以下の二例においては、両者の利害が結局は調整されて妥協が成立している。一一五四年の教皇使節の文書においては、フロレフ修道院はレシー修道院との紛争の原因となつていた La Ferte の水車を相手修道院に売却するが、自らは同じ水流で新たに水車を作る保証を教皇使節から得ている。また、一一五五年のリエージュ司教による文書は、Exel という名の廃村の十分の一税について、サン・トルン修道院との間で起つた争論が、フロレフ修道院による年貢租支払いという条件によって、『いずれの側からも何の反対もなく』《utraque parte sine contradictione》 静められたと記してゐる。

しかし、他の教会機関との争論が、常にフロレフの所領が保全される形で決着するとは限らなかつた。一一八年にフロレフ院長によつて発給された文書では、イル・サント・マリイ修道院との間で長い間係争の対象となつてきた四一二ユゲラの土地を、フロレフがこれに譲渡

し、それに関する全ての権利を放棄する」とが明言されている。また、一一六一年のフロレフ院長の文書は、ボ

おわりに

ンヌ・エスペランス修道院に Hamel の十分の一税を、一一〇マルクの支払いと引き替えにフロレフが譲渡したことを記載している。しかし、一一七五年のフロレフ院長の文書によると、この十分の一税に関する『長い間議論されてきた問題』《diu fuerat quaestio ventilata》が存在したとあって、両修道院の間で係争が繰り広げられてきたことが明らかであり、十分な議論の結果、これがボンヌ・エスペランスに帰することが定められている。これらのはずれにおいても、係争の結果フロレフが土地財産を失っているが、これはフロレフの他の層との関係文書では見られない事例である。これは、フロレフに保護を与える領邦君主、フロレフの資金力によって、修道院の意図に沿って動かされやすい在地有力者と比べてみると、これらの教会領主がフロレフの上位に立つことも支配されることもなく、取引相手として対等の立場にあつたからと考えられる。このように、フロレフは他の修道院との関係においてのみ、単なる土地の譲渡を甘受していたのである。

十一世紀の文書史料から明らかになるフロレフ修道院の所領の形成過程とその構造は、通例プレモントレ会修道院の所領について考えられてきたものと、かなり異なっている。従来一般的には、シトー会修道院の所領単位であり、中心となる館とその周辺の土地によって形成され、主として直接經營されてきたグランギアと同じ型が、プレモントレ会の修道院領でも支配的であり、ただそれがクルテイスと呼ばれていたと考えられてきた。しかし、フロレフの所領は、土地を獲得して拠点となる館を建設し、それを中心としてさらに周辺に拡大してクルテイスを形成したとは言いかれない。それは土地以外にも、水車、教会、施療院をも起点としている。そして、それぞれの要素を核として周辺の財産を入手し、それらが有機的に結びついて一つの大きな経営上のまとまりを形成してゆくが、必ずしも一円化されることはなかつた。むしろ個々のクルテイスは、館以外にも複数の中心を持つ多核的な構造を示すのが常態であり、いくつもの小さな円が比較的大きな円（狭義のクルテイス）に繋がれた集合体となつていたと考えられる。

また、フロレフ修道院領には、水車、村落、スレート採掘地、教会が、クルテイスに編成されない財産として所属していた。フロレフは特に水車の経営を手中に收めることに意欲的であつたが、それは単に収入源としてではなく、水車を周辺社会を支配するための梃子として有効に活用するためでもあつた。さらに、クルテイスを編成するには困難な要素を含んでいたが、村落としてまとまりのある所領の譲渡を受け入れて、それをそのまま収入源としている。教会に関しては、ナミュール伯との緊密な関係からフロレフにもたらされ、同じように収入源となつたはずだという以上には明らかにならないが、スレート採掘地においてはフロレフの直接経営への志向が読みとれる。

このようなフロレフ修道院領の構造は、フロレフが所領を形成したそれぞれの場所の諸条件に規定されたものであった。そこでは、修道士の到着以前から、すでに定住が進み、権利関係が錯綜していたのである。フロレフはそこに入り込むために、ナミニユール伯を始めとする領邦君主と、これらを単なる保護者以上のものとする密接な関係を構築し、周辺の教会領主とは、対等な立場のもとで多様なやりとりによつて互いの利害を調整した。そ

して、在地有力者層からは多くの寄進を受納したが、教会組織への権利主張を狙いがちなこの層とも、豊富な資金力をを利用して、出費を惜しまずしてその内部の競争に積極的に介入するなどして、相互依存関係を打ち立てたのである。

多様な要素を内包するフロレフ修道院領の経営は、円的所領を自らの労働力で耕作する直接経営とは程遠い。しかし、修道院は周辺社会関係に入り込み、土地財産を積極的に獲得した上で、それぞれの場所で方式を選択して、それを実際的に經營することを目指していたのである。この姿勢は、かつて想定された古典的モデルとは大きく異なるが、ともかく柔軟な積極的経営として、十二世紀改革派修道院所領の一つのあり方と考ええることができるよう。

註

(1) 中世盛期のプレモンントレ会についての基本的研究としては、Petet, F., *La spiritualité des Prémontrés aux XIIe et XIIIe siècles*, Paris, 1947; Id., *Norbert et l'origine Prémontrée*, Paris, 1981; Weyns, N.J., *L'origine du tiers ordre Prémontré*, Paris, 1985; J. フィルハウス(土橋茂樹訳)「最初の律修参事会——プレモンントレ会の創立をめぐって」

- (—)『中世の修道院』翻文社、一九九一年、一八五—।
- 九頭を、最新の研究アーデラ、Ardura, B., *Prémontrés. Histoire et spiritualité*, Saint-Etienne, 1995; 多田昭夫「[十]中世の修道院の経済活動——中世初期の『中世修道院』——」『東洋史研究』第十八号、一九九八年、五五—六四頭を参照。
- (∞) Despy, G., Les richesses de la terre: Cîteaux et Prémontré devant l'économie de profit aux XIIe et XIIIe siècles, in *Problèmes d'histoire du christianisme*, 5, Bruxelles, 1975, pp.58-80.
- (∞) ルーベン修道院の農地と収穫: Id., Un problème d'histoire cistercienne : les débuts de l'abbaye de Parc les Dames, in *Revue belge de philologie et d'histoire*, 42, 1964, pp.1242-1256; Id., Les premières années de l'abbaye cistercienne de Clairefontaine, *Ibid.*, 8, 1970, pp.1207-1224 参照。
- (+) Id., L'exploitation des curtes en Brabant du IXe siècle aux environs de 1300, in Janssen, W. et Lohrmann, D. (ed.), *Villa-Curtis-Grangia. Economie rurale entre Loire et Rhin de l'époque gallo-romaine au XIIe-XIIIe siècle*, (Francia Beiheft, 11), Paris, 1983, pp.185-204.
- (+) ハーベストの結果出店の闇から研究動向のこれまで、中編第十「中世の修道院の経済活動」の「——最初の研究動向を中止——」『歴史学研究』第十九号、一九九七年、一一一—一一九頭を参照。
- (∞) ルーベン修道院の時代、中世盛期の修道院は闇か

なたる文集が出版されたが、それが中止され、ハーベストの結果出店の闇から研究動向のこれまで、中編第十「中世の修道院の経済活動」の「——最初の研究動向を中止——」『歴史学研究』第十九号、一九九七年、一一一—一一九頭を参照。

(+) ルーベン修道院の所領形成と周辺社会——ローマ修道院十一中世文書の分析—— 二二二 (四八)

des Pays de l'Ouest, 106, 1999, pp.41-61.

- (σ) Fossier, R., La place des Cisterciens dans l'économie picarde des XIIe et XIIIe siècles, in *Aureavallis. Mélanges historiques réunis à l'occasion du neuvième centenaire de l'abbaye d'Orval*, Liège, 1975, pp.273-281 ; Id., L'économie cistercienne dans les plaines du nord-ouest de l'Europe, in *L'économie cistercienne. Géographie-mutation. Du moyen âge aux temps modernes*, (Flaran, 3), Auch, 1983.

- (ο) Despy, G., Cîteaux dans les Ardennes: Aux origines d'Orval, in *Economie et société au moyen âge. Mélanges offerts à Edouard Perroy*, Paris, 1973.

- (ι) Bouchard, C., *Holy entrepreneurs : Cistercians, knights and economic exchange in twelfth century Burgundy*, Ithaca, 1991.

- (Ω) Pressouyre, L., (ed.), L'espace cistercien, *op.cit.* ; Josserand, P., Une seigneurie monastique en Vercors: L'abbaye de Léoncel et les communautés paysannes XIIe-XIIIe siècles, in *Les Cisterciens de Leoncel et le monde paysan*, (Les cahiers de Léoncel, 12), Valence, 1995, pp.18-28.
- (ιζ) ハローナー修道院の田舎状況について Monasticon belge, 1, Liège, 1890, pp.111-123 参照。

- (ιγ) カルナーナー修道院、ハローナー修道院は、その組織構成や文書を一冊として編集した。ノルマニの組織的な集成である。西欧中世史料の伝来で量的では最も重要なものの形態の闇心が、最近幅広く示されるが、その様相は、圖鑑「ハローナー修道院の田舎状況の現在——カルナーナー

ホール研究会（一九九一年十一月五—七日於パリ）に出席して——』『史学雑誌』第101号、第一回、一九九二年、八九—110頁を参照。

- (ιδ) Barbier, V., *Histoire de l'abbaye de Floreffe*, Namur, 1892. 本邦でも「ハローナー修道院の田舎が公領たるハローナー修道院は、その販の参照が出来ない、トキヌム田舎を想定して、本稿では、ハローナー修道院のトキヌム田舎から田舎へ、ハローナー修道院をも註(26)に記され

- (ιε) Ibid., pp.11-175.

- (ιη) Despy, Les richesses, pp.414-418.

- (ιη) Bautier, art.cit., p.217.

- (ιη) Pector, J.-M., *Histoire de Floreffe*, Mettet, 1973, pp.108-211.

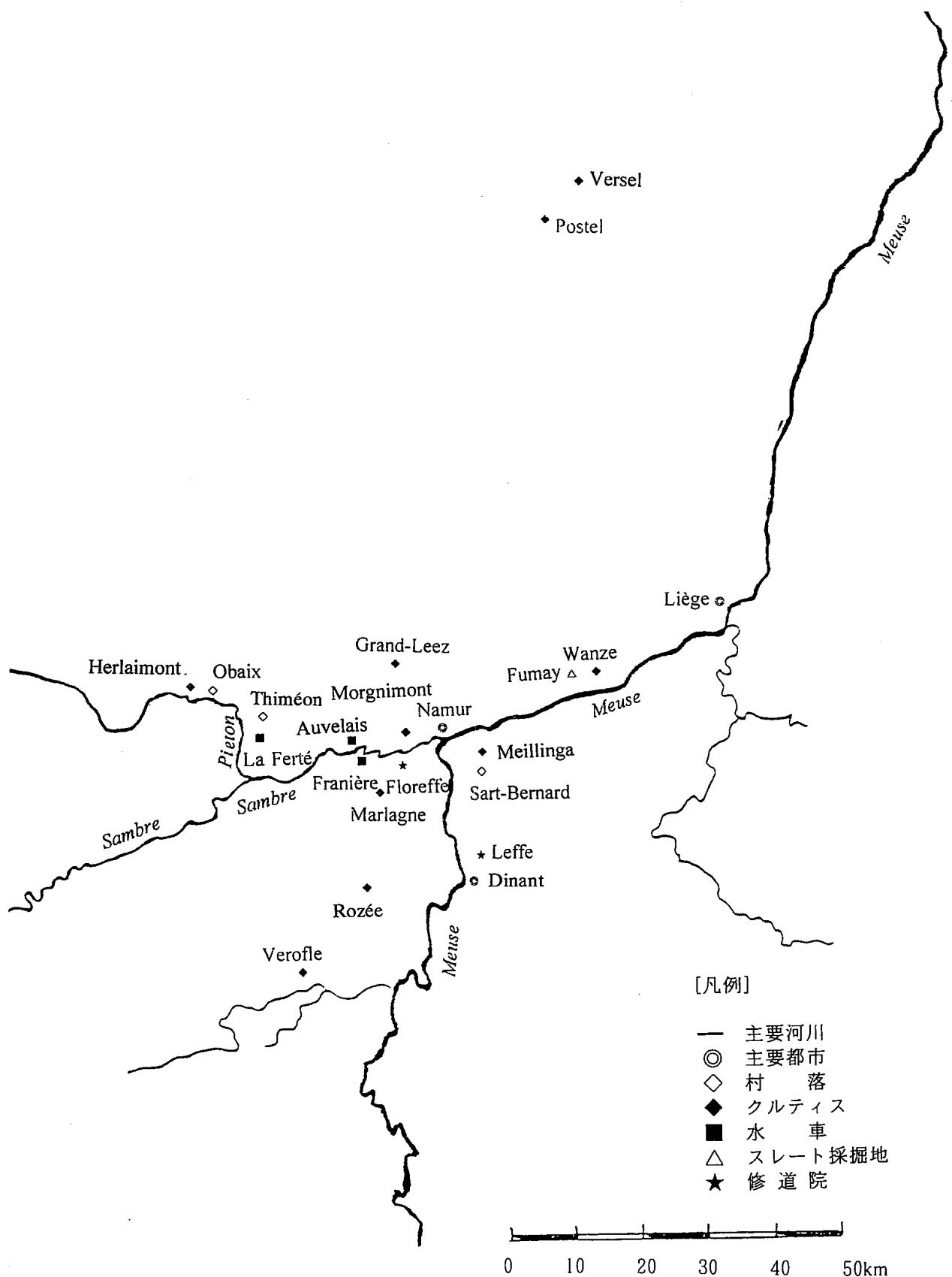
- (ιω) Bijsterveld, A.J., Gift exchange, landed property, and eternity. The foundation and endowment of the Premonstratensian priory of Postel(1128/1138-1179), in Theuws, F., and Roymans, N. (ed.), *Land and ancestors. Cultural dynamics in the Umfield period and the Middle Ages in the Southern Netherlands*, Amsterdam, 1999, pp.309-348.

- (ιη) Spéde, R., Prémontré ou la place de l'ordre éponyme au sein de l'architecture monastique, in *L'ancienne abbaye de Floreffe, 1121-1996*, (Etudes et documents: Monuments et sites, 2), Namur, 1996.

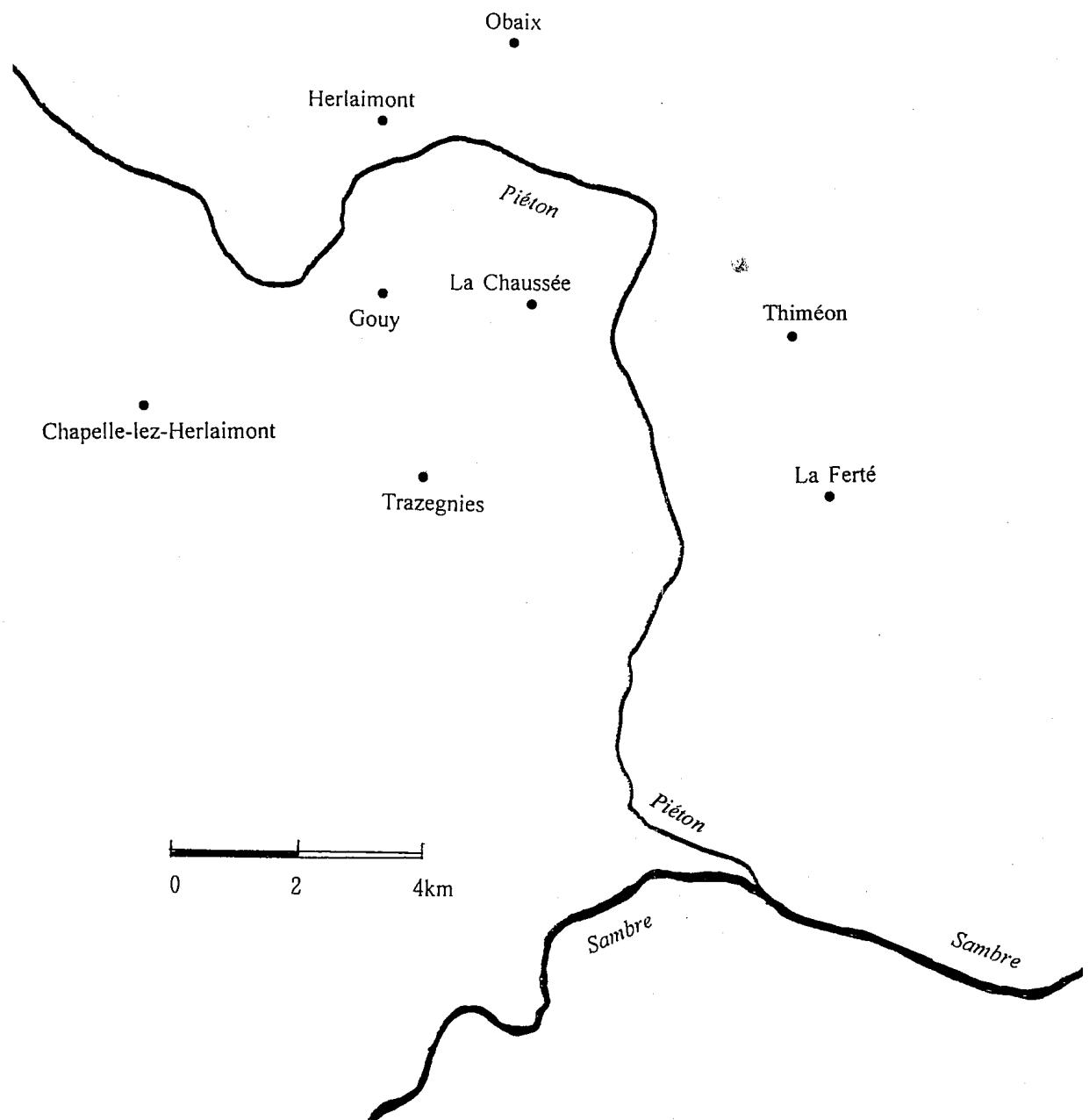
- (ιη) Despy, G., Note sur le domaine carolingien de Floreffe, in *Etudes d'histoire et archéologie namuroises dédiées à F.*

3, *Les hommes-Le commun*, 1982, pp.353-365.

- (79) 舟橋健十「十一・十二世紀修道院領における森林係争
——カルガトル修道院(ノルマン)・ヘロム修道院(アーヴィング)の闘争——」
- (80) Barbier, *op. cit.*, no.2, p.3: *Miraens et Foppens*, *cit.*, 4,
p.359.
- (81) Barbier, *op. cit.*, no.81, p.49: *Analectes*, *cit.*, 8, p.232.
- (82) Barbier, *op. cit.*, no.57, p.38: Van den Bergh, *Oorkondenboek van Holland en Zeland*, 2, Amsterdam, 1873, p.509.
- (83) Barbier, *op. cit.*, no.39, p.23.
- (84) *Ibid.*, no.50, p.32.



地図 1 12世紀フロレフ修道院所領



地図2 Herlaimont クルティス周辺図